

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年6月30日
【事業年度】	第50期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）
【会社名】	株式会社アイビー化粧品
【英訳名】	IVY COSMETICS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白銀 浩二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03(3568)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部 部長 中山 聖仁
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03(3568)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部 部長 中山 聖仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月
売上高 (千円)	3,426,764	3,534,133	2,942,229	2,713,742	2,929,931
経常利益又は経常損失 (千円)	6,703	81,713	21,565	187,541	420,477
当期純利益又は当期純損失 (千円)	23,228	40,375	384,612	160,311	43,013
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,304,200	1,304,200	1,304,200	1,322,414	1,417,147
発行済株式総数 (千株)	5,604	5,604	5,604	5,664	6,294
純資産額 (千円)	1,513,299	2,267,369	1,982,133	2,241,916	2,468,399
総資産額 (千円)	4,715,749	4,352,439	3,854,075	3,568,715	3,567,189
1株当たり純資産額 (円)	131.20	261.39	201.54	246.73	259.28
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	13.74	2.33	85.19	26.14	2.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	2.32	-	-	2.44
自己資本比率 (%)	32.0	51.9	51.2	62.6	69.2
自己資本利益率 (%)	1.5	2.1	18.1	7.6	1.8
株価収益率 (倍)	-	230.04	-	17.21	102.87
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	427,020	107,064	278,590	453,061	445,936
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	330,370	63,303	29,303	7,303	18,434
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	693,392	59,710	131,005	499,310	58,273
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	113,430	129,384	247,670	208,732	577,937
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	135 (20)	136 (20)	131 (20)	123 (22)	107 (19)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	84.9 (142.1)	74.4 (145.0)	61.1 (153.4)	62.5 (216.8)	34.9 (213.4)
最高株価 (円)	937	1,719	641	660	452
最低株価 (円)	502	520	438	415	226

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期、第48期、第49期及び第50期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。第46期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。1株当たり純資産額は、A種優先株式に係る資本金及び資本剰余金を控除し算定しております。
4. 「1株当たり純資産額」の算定上、従業員向け株式交付信託及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
5. 第46期及び第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第46期及び第48期の株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 最高株価及び最低株価は、令和4年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード市場)におけるものであります。

2【沿革】

年月	沿革内容
昭和50年12月	設立
昭和52年10月	株式会社白銀を株式会社アイビー化粧品に商号変更 化粧品の製造販売を開始
昭和52年12月	本社を東京都港区赤坂二丁目5番3号に移転
昭和53年10月	「アイビーニュース」を創刊
昭和59年4月	本社を東京都港区赤坂六丁目18番3号に移転
昭和60年11月	保湿効果の高い美容液「リンクル ローション」を発売
平成元年7月	山梨県南都留郡忍野村に「富士研修センター」を開設
平成4年7月	埼玉県児玉郡美里町に「美里工場・開発研究所」を開設
平成8年4月	日本証券業協会(現・東証JASDAQ)に株式を公開
平成9年3月	埼玉県児玉郡美里町に「美里物流センター」を開設
平成12年10月	大阪市都島区に「関西物流センター」を設置
平成13年4月	「ISO9001」認証取得
平成23年11月	エイジングケア「アイビーコスモス Wエマルション クリーム<乳液・クリーム>」を発売
平成24年10月	岡山県岡山市に「岡山研修センター」を開設
平成24年11月	エイジングケア「アイビーコスモス エンリッチ ローション<化粧水>」を発売
平成25年1月	埼玉版ウーマノミクスプロジェクト「多様な働き方実践企業」認定制度において、美里工場・開発研究所が最高ランクのプラチナ企業認定証を受賞
平成25年7月	オレンジリボン運動支援を開始(子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動)
平成27年4月	「老化防止用皮膚外用剤」の特許を取得
平成27年6月	保湿ケア「ラ ベーシック」シリーズを発売
平成28年4月	アイビーコスモス Wエマルション クリーム モンドセレクション2016 金賞受賞 アイビーコスモス エンリッチ ローション モンドセレクション2016 銀賞受賞
平成28年9月	浸透 美活液「レッドパワー セラム」を発売 角質層まで。
平成29年2月	エイジングケア「アイビー プレステージ」シリーズを発売 共通洗顔「ディープパス QD」シリーズ(全品医薬部外品)を発売 共通洗顔「ディープパス」シリーズを発売
平成29年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2017 金賞受賞 アイビー プレステージ クリーム モンドセレクション2017 金賞受賞 アイビー プレステージ ローション モンドセレクション2017 銀賞受賞
平成30年2月	浸透 美活液「ホワイトパワー セラム」(医薬部外品)を発売 角質層まで。
平成30年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2018 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2018 金賞受賞
平成31年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2019 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2019 金賞受賞
令和元年8月	「添加剤」(黒ニンジン搾汁液または粉末を含有する皮膚化粧料)の特許を取得
令和元年12月	ボディケアシリーズ「ガーランド」を発売
令和2年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2020 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2020 金賞受賞
令和2年6月	ヘアケアシリーズ「ヘアプライマリー」を発売
令和2年7月	美容器「アイビー ビューティ パートナー」を発売 「線維芽細胞の増殖促進剤」の特許を取得
令和3年2月	メイクアップ「チュリエ」シリーズを発売
令和3年3月	連続式電解水生成器「キレイオン」を発売
令和3年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2021 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2021 金賞受賞
令和3年8月	「PDK1の活性化抑制剤」の特許を取得
令和3年10月	スキンケアシリーズ「アイビーコスモス」を発売
令和3年11月	「頭皮外用剤と活性酸素消去作用とカルボニルタンパク生成抑制作用を制御する方法」の特許を取得

年月	沿革内容
令和4年2月	「JAK阻害剤(ゲンノショウコ)」の特許を取得
令和4年3月	「JAK阻害剤(ワレモコウ)」の特許を取得
令和4年4月	新市場区分「スタンダード市場」へ移行
	レッドパワー セラム モンドセレクション2022 金賞受賞
	ホワイトパワー セラム モンドセレクション2022 金賞受賞
	アイビーコスモス エンリッチ ローション モンドセレクション2022 金賞受賞
	アイビーコスモス Wエマルジョン クリーム モンドセレクション2022 金賞受賞
	アイビーコスモス ナイトリンクルガード モンドセレクション2022 最高金賞受賞
令和4年6月	育毛剤「薬用スカルプケア ステムシグナル」(医薬部外品)を発売
	監査等委員会設置会社へ移行
令和4年8月	「破骨細胞分化抑制剤」の特許を取得
令和4年12月	顔・体・髪用保湿オイル「エクラ デュール」を発売
令和5年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2023 金賞受賞
	ホワイトパワー セラム モンドセレクション2023 金賞受賞
	アイビーコスモス エンリッチ ローション モンドセレクション2023 金賞受賞
	アイビーコスモス Wエマルジョン クリーム モンドセレクション2023 金賞受賞
	アイビーコスモス ナイトリンクルガード モンドセレクション2023 最高金賞受賞
令和5年6月	メイク落としと洗顔料のシリーズ「アイビーアトラクティ」(全品医薬部外品)を発売
令和6年3月	「NF-B/JAKデュアル阻害剤」の特許を取得
令和6年6月	健康食品「ユーグレナ バイタルEX」を発売
令和6年10月	「Nrf2活性化剤」の特許を取得
令和6年12月	「サーマンス ボディ エステ」を発売
令和7年1月	「MAO阻害剤」の特許を取得
令和7年3月	スキンケアシリーズ「ベーシックプラス」を発売
	「TGF-シグナル伝達阻害剤」の特許を取得

3【事業の内容】

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売を主な事業としております。

なお、当社は訪問販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

訪問販売化粧品事業

当社では、全国にある242社（令和7年3月末現在）の販売会社と販売契約を結んでおります。当社は、主に化粧品及び医薬部外品、美容補助商品、化粧雑貨品等の開発、製造及び販売を行うとともに、訪問販売を行う販売組織に対する販売支援活動を行っております。当社と販売会社との間には、資本関係及び人的関係はありませんが、企業理念と製品により強く結びついており、非常に強固な信頼関係で結ばれております。販売会社には、営業所、BM（ビューティマネージャー＝販売員）、IM（アイビーメイト＝会員）が所属しております。当社は、販売会社に対して販売インセンティブとして、「販社リファンド」及び「経営指導料」等のキャッシュバックを行うことにより、販売組織のモチベーションを高め、売上達成への目標を共有化しております。

なお、顧客への販売は販売会社の役割となっているため、当社の出荷先は原則として販売会社となっており、当社の売上高は販売会社等へ出荷した金額であります。

〔製品の概要〕

スキンケア

当社の主力製品カテゴリーのスキンケアは、主に基幹スキンケアシリーズと、美容液を主とするスペシャルケアなどにより構成されています。

基幹スキンケアは、主力シリーズとして「アイビー プレステージ」、「アイビーコスモス」、「ベーシックプラス」、「リ ホワイト」（全品医薬部外品）など化粧水、乳液・クリームなどから構成されるシリーズ、「アイビーアトラクティブ」（全品医薬部外品）などクレンジング、洗顔料から構成されるシリーズがあります。ボディケア製品には、ボディシャンプー、浴用化粧料、ボディ用保湿液から構成される「ガーランド」シリーズ、日やけ止め、全身用化粧水から構成される「シールドサン」シリーズがあります。オプションケアとしてパック、リップトリートメントなどがあります。なお、基幹スキンケアの出荷数量・金額は新製品・強化製品と比べて比較的安定しております。

一方、美容液を主とするスペシャルケアは、「レッドパワー セラム」、「ホワイトパワー セラム」（医薬部外品）などがあります。これらの製品群は強化製品として位置付けております。そのため、スペシャルケアは新製品発売や販売組織の流通在庫の影響を受けやすく、季節により売上高の変動が大きいという特徴があります。

メイクアップ

「チュリエ」シリーズを販売しております。同シリーズはファンデーション、リップカラー、アイカラー、アイライナーなどで構成されており、年度ごとに新色を発売しております。当社は特にファンデーションなどのベースメイクに強いという特徴があります。

ヘアケア

「ヘアプライマリー」シリーズはシャンプー、コンディショナー、トリートメントから構成されております。このほか、「薬用スカルプケア ステムシグナル」（医薬部外品）などの育毛剤や、ヘアクリーム、ヘアカラーなどがあります。

その他化粧品

男性用化粧品「メンズワン」や、ハンドクリームなどがあります。

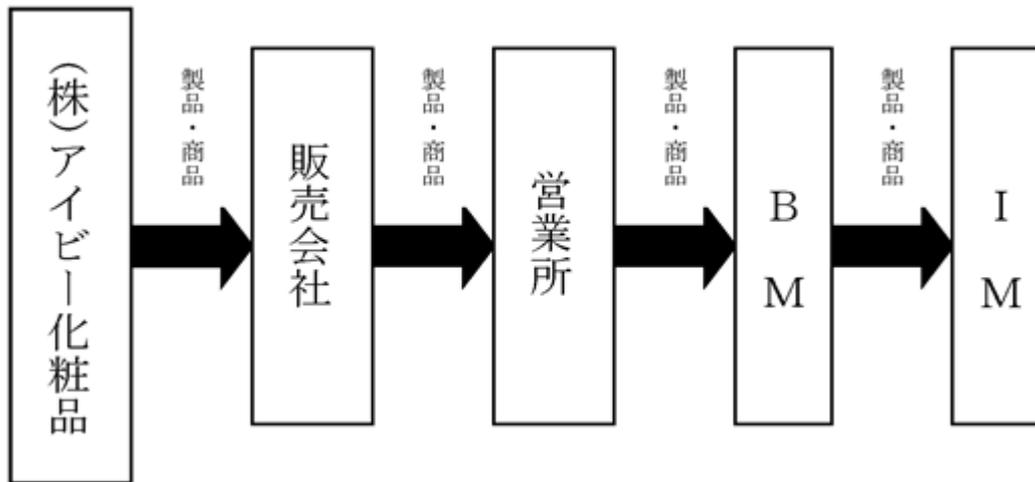
美容補助商品

家庭用複合美容器「アイビー ビューティ パートナー」、連続式電解水生成器「キレイオン」をはじめ、機能性表示食品、栄養機能食品を含む健康食品などがあります。

化粧雑貨品等

「化粧雑貨品等」は、化粧用具のほか、「アイビーニュース」（有償分）などがあります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次の通りであります。



(注) BM : Beauty Manager (ビューティマネージャー)
IM : IVY Mates (アイビーメイツ)

4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社白銀社	東京都 港区	1	有価証券の売買及び保有	被所有 11.5 [2.1]	役員の兼任

(注) 1. 株式会社白銀社は、普通株式6,624百株のほかに、第一回A種優先株式を5,000百株所有していますが、A種優先株式には議決権はありません。
2. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和7年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
107(19)	47.8	19.7	5,066,904

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

令和7年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
営業部門	49(3)
開発生産部門	30(15)
管理部門	28(1)
合計	107(19)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、準社員、パート、派遣社員及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数は退職者を除いて計算しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与が含まれております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度						補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)		労働者の男女の賃金の差異(%) (注)			
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
30.0	0.0	0.0	69.9	76.1	78.0	全労働者における差異が大きい要因は、非正規雇用者の人員数の違いが要因です。

(注) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

令和7年6月28日現在、女性役員は2名(全取締役に占める比率22.2%)です。当事業年度におきましては、女性管理職は12名(管理職全体に占める比率30.0%)です。男性社員の育児休業取得率は、0.0%でしたので、今後の課題としております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努めております。

[理念]

「愛と美と豊かさの実践と追求」

[ビジョン]

「日本の肌はアイビーがつくる」

[行動指針]

「アイビーの誓い」

- 一、アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一、アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一、アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一、アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

具体的には、企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、創業以来、人と人が直接出会い、コミュニケーションを取りながら、品質、機能性を追求した製品や、お客様視点にたったサービスを提供していく訪問販売、対面販売を展開する総合化粧品メーカーとして、「目の前の人を美しくすること」「美しくなった喜びや実感を伝えること」を地道に行い、幸せの輪、豊かさの輪を伝え続けています。

そして、訪問販売領域の販売組織満足度を高めるとともに、全てのステークホルダーの満足度の向上を目指し、企業活動を行っています。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、愛用者づくり、販売員づくりを通じて、「日本の肌はアイビーがつくる」というビジョン実現を目指してまいります。

当社は、目標売上高の達成を最も重視しております。販売会社とは上代金額（定価ベース）で目標を共有し、その達成に必要な要素の構築を、販売会社とともにを行っています。具体的には、販売組織を育成するための各種研修・イベントの開催や、自信と誇りを持てる製品の開発、販売組織が販売しやすい環境の整備等を行っています。それらを通じて、研修動員等を強化し、愛用者の増容、販売組織の増員を図っております。

そして、当社にかかわるすべての人が、自己の夢に向かってチャレンジできる環境の再構築を推進してまいります。また、当社の永遠の美のテーマ「ノーマライジング」の実現に向けて、エイジングケアを軸にした高品質・高性能製品の開発を推進します。

今後も訪問販売事業拡大に注力し、ステークホルダーの信頼と満足、並びに、より一層魅力のある企業に成長できるよう、現在の経営資源や価値を再研鑽しながら、経営基盤の強化と企業価値向上を図ってまいります。

また、同時に当社開発研究所がお肌の研究をする中で、貴重な特許を取得できるようになっております。化粧品だけでなく医薬品の分野まで請求項の範囲がとれており、今後医薬品会社へのライセンス提供なども行い、新たな収益源としてまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しておりますが、それとともに棚卸資産回転期間（当事業年度約9.4ヶ月、目標6.0ヶ月）、自己資本比率（当事業年度末69.2%、目標60.0%）、売上高経常利益率（当事業年度14.4%、目標15.0%）を経営重要指標（Key Performance Indicator）として、経営状況を常にチェックすることで、バランスのとれた経営を目指しております。うち、自己資本比率と売上高経常利益率については、当事業年度において、目標をクリアしております。

また、今現在当社は無配であります。当事業年度末の自己資本比率は、当社が復配の目安としていた自己資本比率50%を超え、69.2%となりました。次事業年度のおける復配を目指し取り組んでまいります。

(4) 経営環境

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響も次第に薄れ、経済社会活動の正常化が促進されました。一方、天候不順や紛争が続いたことや、株高や円安が進展し、物価高への懸念が高まりました。

海外情勢等による金融資本市場の変動、物価上昇、供給面での制約等、まだまだ厳しい状況が続いているものの、インバウンド需要の好調もあり、景況感は回復に向かいました。

当化粧品業界においては、徐々に回復の兆しをみせており、令和6年の年間化粧品販売金額は前年比7.3%増(出典：経産省生産動態統計を集計)の推移となりました。

訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっております。また、中・高齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。

(5) 会社の対処すべき課題

訪問販売化粧品市場においては、環境変化対応力や若い世代の顧客獲得も重要な課題となっており、ビジネスモデルのDX化が進展すると考えております。

そうした状況下、「愛と美と豊かさの実践と追求」の理念のもと、長期ビジョンである「日本の肌はアイビーがつくる」の実現を目指してまいります。その過程を通して、当社にかかわるすべての人が、幸せになれる事業を目指してまいります。

直近の重要課題といたしましては、普通配当の復配、販売組織の再構築を最優先に取り組むべきものと考えております。具体的には、目標売上高を達成するための営業サポート体制の構築、安定的なキャッシュ・フローを生む収益基盤の構築、棚卸資産の適正化等に取り組んでまいります。

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しておりますが、同時にバランスの良い経営状態を目指すために、KPI(経営重要指標)として、自己資本比率60%、売上高経常利益率15%、棚卸資産回転期間6ヶ月を目標として掲げております。目標を達成できるように努めてまいります。

また、変えてはいけない当社の強みは活かし、時代の変化によって変えていく必要があるものは、時代に合わせてより良い方向へ変化させ、「出会った誰もが成長できる会社」を目指してまいります。一方、環境に配慮した原材料の選択による製品開発等にも取り組み、SDGsが目指す持続可能な開発目標を念頭におき事業活動を通して社会貢献を果たしてまいります。

翌事業年度の営業政策としましては、各種研修への動員を図ってまいります。また、販売ファミリー単位での営業支援活動を行ってまいります。それらの実行を通して基幹レギュラー製品販売の拡大、「レッドパワー セラム」、「ホワイトパワー セラム」(医薬部外品)等の販売拡大を図ってまいります。また、デジタル社会の進展という社会環境に対応するため、業務のDX対応も進めてまいります。

製品政策としましては、自信と誇りを持った製品づくりにこだわり、当社創業50周年(令和8年度)に向けた製品の研究開発を行ってまいります。

生産管理体制においては、新製品・強化製品の需要予測の精度向上を図り、販売ロス、在庫ロスの低減を図ってまいります。また、資材・原料の調達額のコントロールの徹底を図ってまいります。

財務政策としましては、キャッシュ・フローの更なる改善に継続して取り組んでまいります。具体的には、売上高の月次予算の達成、製品別需要予測精度の向上、棚卸資産の低減、原価コントロール、経費の月次コントロール、販促費等の費用対効果の検証の徹底、売上債権チェック機能の強化を推進してまいります。

また、海外での販売等、訪問販売事業以外の売上顕在化を推進してまいります。さらに当社の持つ特許技術の産業上の活用も推進してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組んでおります。

(1) ガバナンス

当社は、化粧品会社であり、世界中から原料や資材を調達しております。そのため、地球温暖化による異常気象は、原料や資材の調達に大きな影響を及ぼします。SDGsの理念への賛同を前提に、現業プロセスの範疇で地球環境への配慮を行う製品の企画・開発・製造を行っております。

当社は、定期的に取り締役会等において、「サステナビリティを巡る課題への対応」「将来的なSDGsプランの策定及びその実行状況」について報告を行います。また、会社方針については、トップダウンで行うものの、社員各人の見識・経験に敬意を払い、ボトムアップによるアプローチにより、当社が取組可能な地に足のついた取組を行ってまいります。地球温暖化防止への取組は、ISOを活用して取り組む経営課題の一つに掲げ、推進しております。担当役員、ISO管理責任者及び事務局は、各部門が掲げた目標に対する進捗チェックを行い、翌期に掲げる取組及びその指標についてコミットします。

(2) 戦略

地球環境への配慮等、SDGsの考え方に沿った原料・資材の選定、製品設計を原価目標範囲の中で積極的に検討します。各部署においては、各部門が責任範囲の中で工夫をすること、かつ製品戦略会議等の共有の場で知恵を出し合って方針に沿った製品開発を行うこととします。ISOを活用し将来的なSDGsプランの策定に向けて、サステナブルな取組を通し、今後の課題設定やターゲットとする指標等を検討します。その活動により、当社らしい本来の目的を充足させるようなオリジナルなSDGsプランを実行してまいります。

当社が製造している製品の設計段階において、部材の点数を少なくする、容器廃棄が少なくなるようにリフィール製品も提供する、自然環境に配慮した資材・原料を選択する、製造過程で発生する有機廃棄物を含む排水は廃水処理を行う、などの対応を行っております。

当事業年度におきましても、取扱説明書の二次元コード化の推進による紙資源の削減、廃棄となる製商品・資材・原料の削減に取り組ましました。

(3) リスク管理

当社は、各担当役員が気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、「サステナビリティを巡る課題への対応」の基礎となる地球温暖化の状況とその影響を把握し、社会全体や当社に与える影響について、調査、確認し、その対策を立案し、定期的に取り締役会等で報告します。

(4) 指標及び目標

経営方針に基づき、サステナビリティを巡る課題への対応について、具体的な事項を推進してまいります。また、ISOを活用し、管理責任者より「ISOを活用して取り組む経営課題」として“地球温暖化防止への取組”を指示しております。製品の企画・開発・製造における具体的なサステナビリティ留意点に関しては、鋭意更新される日本化粧品工業会・サステナビリティ推進委員会発信の指針を参考に運用していくこととします。

具体的なサステナビリティ運用指針としては、

a. リデュース

軽量化・薄肉化の推進、包装の簡素化の推進、詰替え・付替え製品の普及による材料の削減、内容物のコンパクト化による容器・材料の削減、直接の容器内の不要な空間削減の推進、各自治体の定める適正包装に関する条例及び化粧品公正取引協議会の化粧品適正包装規則の遵守

b. リユース

詰替え・付替え製品の普及による本体容器の再利用の推進、詰替えやすさ・付替えやすさの向上（開封のしやすさ、詰替え付替え時間の短縮、注ぎやすさ等）、エアゾール製品にガス抜きキャップを装着することにより、収集・処理の安全化と再資源化の推進

c. リサイクル

お客様による部品の分離及び洗浄が容易な構造の推進、リサイクル適性を重視した素材選定の推進（単一素材化、複合素材・材料の易分離化、等）、再資源化後の材料の安全性担保のために、内容物に接触しない部品においても人への安全性に影響のない材料の仕様の推進（食品接触対応材料等）、ガラスびん3R促進協議会の定める「3Rのためのガラス容器自主設計ガイドライン」に準じる。

d. リニューアブル

再生材の使用比率の向上、バイオマスプラスチックの利用

e. 廃棄の極小化

廃棄する製商品・資材・原料の削減、中身を最後まで使い切れる容器の利用

f. エネルギーコストの削減

水道光熱費の削減、再生エネルギーの活用、紙使用量の削減、非木材紙やF S C（森林管理協議会）等の認証紙の使用

等を掲げ、それぞれについて定量的な目標値を設定しております。温室効果ガス排出量等の計測についても、検討してまいります。

(5) 人的資本（人材の多様性を含む）に関する「戦略」

女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保につきましては、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進しております。当社は、化粧品会社であり、登録されている顧客の約86％が女性であることから、特に積極的に取り組んでおります。

人材の多様性確保に向けた方針・実施状況の開示につきましては、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示します。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示します。

令和7年6月28日現在、女性役員は2名（全取締役に占める比率22.2％）です。当事業年度におきましては、女性管理職は12名（管理職全体に占める比率30.0％）です。男性社員の育児休業取得率は、0.0％でした。

今後5年以内に、全取締役に占める女性役員比率を30.0％以上に、管理職に占める女性管理職比率を35.0％以上にしてまいります。男性社員の育児休業取得率の向上、及び外国人の管理職登用につきましては、今後の事業展開を鑑み、適時、判断してまいります。

また、人材の育成についても、I B S（アイビービジネススクール）による教育制度を活用し、必要な研修やO J Tを行ってまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響の及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

a. 感染症による社会全体への影響による、当社の営業活動への影響

新型コロナウイルス感染症等による社会全体への影響により、当社が大切にしている「人と人が直接出会い、コミュニケーションを取りながら、品質、機能性を追求した製品や、お客様視点にたったサービスを提供していく訪問販売、対面販売」という事業基盤が大きな影響を受けましたが、次第に社会環境は改善し、今後当社の企業活動は活発になると考えております。

当社は、令和5年5月より「Good-bye コロナ禍」運動として、脱マスクで笑顔あふれる「愛用者づくり」に、一丸となって取り組んでまいりました。

もし、新しい感染症が再度まん延する事態になった場合には、カウンセリング販売、研修、会議、勉強会などの開催が中止または延期を余儀なくされ、当社が新しい販売員、顧客をつくっていく活動が制限される可能性があります。また、新型コロナ禍の影響による超過死亡率の増加等により、当社販売組織がダメージを受ける可能性があります。

b. 原料・資材となる成分について

当社の製造及び販売する「化粧品」及び「医薬部外品」並びに「その他製商品」に使用される原料・資材は、世界各地、様々な企業グループより供給を受けております。当社は、その品質、有効性、安全性を確認し、原料・資材として使用しておりますが、

- ・原料・資材供給が様々な要因により停止した場合、
- ・原料・資材の価格が想定以上に高騰した場合、
- ・薬機法の改正により、従来使用していた原料が使用できなくなった場合、

等については、主要製品の製造及び販売に影響を与え、当社の経営指標並びに財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、大規模な災害が発生した場合には、一部の原料・資材供給面において、安定的な供給に影響が出る可能性があります。

当社といたしましては、リスク要因の位置づけ、資材・原料・半製品・商品仕入について細心の注意をもって、取り組むように努めてまいります。

c. 販売会社等の持つ流通在庫について

当社の販売システムは卸形態を採っております。また当社の販売先は、当社と直接、販売契約を締結している販売会社が主体となっており、当社は販売会社に製商品の引渡時点で売上を計上しております。化粧品等はその販売会社と販売契約を締結している営業所を経て、ビューティマネージャーへ卸され、アイビーメイツ及びご愛用者へ販売しております。

当社では242社ある販売会社に引渡時点で売上高を計上しているため、販売会社の仕入政策により当社の売上は大きく影響を受けます。販売組織の持つ流通在庫につきましては、定期的なヒアリングにより、財務状況・在庫状況を把握するように努めておりますが、特に強化製品に関連して販売会社の在庫消化見込みを誤り、販売会社に過剰在庫が生じ、その後の在庫調整により当社の売上が低迷するリスクがあります。

当社といたしましては、販売会社の在庫状況に注意を払いながら、営業活動を行うように努めてまいります。

d. 販売組織の財務状態について

販売会社の経営状況につきましては、定期的なヒアリングにより、財務状況・在庫状況を把握するように努めております。しかしながら、販売会社に当社の把握しきれない財政状態の急激な悪化があった場合は、貸倒引当金の計上等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、コロナ禍におけるいわゆるゼロゼロ融資の返済が、中小企業の資金繰りに与える影響が懸念されます。販売会社の一部には、資金繰りに支障をきたす可能性もあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、販売会社の経営状況を把握するとともに、与信管理をしっかりと行ってまいります。

e. 特定商取引に関する法律などについて

当社の販売形態は、主として訪問販売の形態をとっておりますが、訪問販売は、「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。「特定商取引に関する法律」が改正された場合は、当社の販売システムの維持に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、法務部門による情報収集をしっかりと行い、適宜対応してまいります。

f. 新製品・強化製品への依存度、売上・利益の季節変動性について

当社の売上高のうち、新製品・強化製品の売上高に占める比率は、令和5年3月期は44.9%、令和6年3月期は49.8%、令和7年3月期は47.3%となっており、従前より売上高については下表のとおり、季節変動性が高く、新製品・強化製品の販売促進時期の影響で一定の時期に集中する傾向があります。その為、キャンペーンによる新製品・強化製品の売上状況により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

令和5年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,414		1,528	
	226	1,188	275	1,253
四半期純利益又は四半期純損失()	59		325	
	344	285	359	34

令和6年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,498		1,215	
	334	1,163	228	986
四半期純利益又は四半期純損失()	191		31	
	254	446	288	257

令和7年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,381		1,548	
	270	1,110	346	1,201
四半期純利益又は四半期純損失()	186		229	
	587	401	146	376

当社と致しましては、年度における新製品・強化製品の売上高に占める比率のコントロールを行い、平準化に努めてまいります。

g. 収益構造について

当社は、売上高増減が、レバレッジが効いて利益に影響を与える収益構造となっております。売上高の急激な減少が発生した場合に、原価及び経費コントロールが追い付かない場合には、業績が悪化するリスクがあります。

当社といたしましては、売上高増減による変動を抑えるとともに、事前に状況を予測し、原価及び経費コントロールを出来るように努めてまいります。

h. 海外事業について

当社は、今現在海外事業として、育毛剤「ステムシグナル」の台湾市場への輸出を令和5年8月より行っております。今後、徐々に輸出相手国を増やしていく予定です。海外事業を展開する場合、国ごとにントリーリスクや為替変動リスクが存在し、海外事業が初期投資額に見合う収益を得られない場合は、当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

i. 資金調達について

財務面におきましては、金融機関からの新たな資金調達の困難性が継続するリスクがあります。

資金調達状況については、当事業年度に新株予約権の権利行使が行われ、189百万円を調達しました。また、取引銀行とも緊密に連絡をとっており、新規融資を71百万円得られました。引き続き、多様な選択肢の中から最良の選択をできる環境維持にむけて、今後も、信用力向上に努めてまいります。

j. 配当について

当社は、収益及び財務状況が健全化されるまで、A種優先株式に対する優先配当及び普通株式に対する配当が行えないリスクがあります。

株主の皆様にご配当を再び行えるように、利益剰余金を増やせるように努めてまいります。

K. 東証スタンダード上場維持基準について

当社は、東証スタンダード市場に上場しておりますが、東証スタンダード市場の上場維持基準への適合状況は、以下のとおりです。

(令和7年3月)

項目	上場維持基準	適合状況	
1. 株主数(単元株以上)	400人以上	○4,006人	
2. 流通株式	a. 流通株式	2,000単位以上	○42,883単位
	b. 流通株式時価総額	10億円以上	○10.6億円
	c. 流通株式比率	25%以上	○74.01%
3. 売買高	月平均売買高10単位以上	○12,212単位	

令和7年3月時点では、全項目適合しておりますが、もし、東証上場維持基準に抵触した場合は、当社の信用状況に影響を及ぼす可能性があります。

(会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等)

当社は、直近事業年度におきまして、「A種優先株式に対する配当の見送り」という重要事象等が存在しました。

「A種優先株式に対する配当の見送り」

当社は、平成30年12月にA種優先株式1,000百万円を発行いたしました。が、当事業年度の経営状況を踏まえ、当該A種優先株式に対する優先配当を順次行っていく方針ですが、当該A種優先株式に対する累積優先配当すべてを解消するに至っておりません。

このように、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。上記事象の内容及び解消・改善するための対応策については、後述する「会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等に対する分析・検討内容及び解消・改善するための対応策」に記載しております。

(会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等に対する分析・検討内容及び解消・改善するための対応策)

当社は、上記記載のとおり、直近事業年度におきまして、「A種優先株式に対する配当の見送り」という重要事象等が存在します。

売上高につきましては、販売会社と共有した具体的な目標の設定、推進、販売会社教育施策の展開、販売員の販売意欲の醸成及び育成等による販売活動の活性化により、今後売上高は回復基調になると考えております。また、販売会社等における流通在庫については、その状況の把握に努めるとともに、販売会社ごとに与信枠を設定する等により、販売組織において過剰在庫とならないように防止策を行ってまいります。損益状況につきましても、在庫削減、経費節減により、損益分岐点をかなり下げ、今後収益が出やすい構造となっております。

財務面においても、当事業年度末における自己資本比率は69.2%あり、十分な資本を有しております。翌事業年度降のキャッシュ・フロー計画に重要な懸念が生じる恐れはないと判断しております。今後も財務の健全性を維持してまいります。

配当については、A種優先株式、普通株式とも配当を見送っておりましたが、優先株式の累積配当から順次行っていく予定です。配当政策については、将来のビジネス環境の変動にも備えるため、内部留保を行いながら、A種優先株式、普通株式とも復配出来るように努めてまいります。

販売組織における販売状況は、当社からの仕入額を上回っていることから、近年における経営課題が改善出来ると考えております。

以上の必要な措置を講じることにより、今後も「健全な財務基盤」を回復できると考えておりますので、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響も次第に薄れ、経済社会活動の正常化が進められました。一方、株高や円安が進展し、物価高への懸念が高まりました。米国トランプ大統領の誕生により、世界的な事業環境の変化が起こる可能性があり、金融市場の混乱も続きました。物価上昇、供給面での制約等、まだまだ厳しい状況が続いているものの、インバウンド需要の好調もあり、景況感は回復に向かいました。

新型コロナウイルス感染症流行の影響が薄れた当化粧品業界は、徐々に回復の兆しをみせており、令和6年の年間化粧品販売金額は前年比7.3%増（出典：経産省生産動態統計を集計）の推移となりました。

訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっております。また、中・高齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。

このような状況のもとで、当社は企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、コア事業である訪問販売領域の販売組織満足を獲得するとともに、すべてのステークホルダーの満足度向上を目指し、企業活動に邁進してまいりました。

当事業年度におきましては、上半期においては、令和6年6月に健やかで美しい毎日をサポートする美容補助商品「ユージェナ バイタルEX」を発売したものの、化粧品需要の回復が鈍く、売上高は苦戦致しました。一方、下半期においては、令和6年12月にボディ用マッサージ・クリーム「サーマンス ボディ エステ」を、令和7年2月にメイク製品「チュリエ 新色プレミアム」を、令和7年3月にはスキンケアシリーズ「ベーシックプラス」を新発売し、顧客拡大、並びに顧客満足向上に努めてまいりました。

経営基盤強化につきましては、「安定利益基盤の再構築」、「実績連動型人事制度への移行」、「財務基盤強化のための資金調達」、「在庫コントロールによる在庫適正化推進」、「コーポレートガバナンス体制の強化」等の重要課題を「取締役会」、「経営会議」において主導し実行してまいりました。

実務面においても新規薬剤の開発及び製品開発の推進、製造原価の継続的低減活動、需要予測と原材料調達計画の精度向上、ISO品質マネジメントシステムの運用推進、経費予実管理の徹底及び固定費の圧縮、SDGsへの取り組みの推進、コンプライアンスの継続強化等に取り組んでまいりました。

売上面におきましては、上半期については、新製品「ユージェナ バイタルEX」が好調に推移したものの、全般的に苦戦しました。下半期については、新製品「サーマンス ボディ エステ」、「チュリエ 新色プレミアム」、「ベーシックプラス」を新発売し、比較的好調に推移しました。強化製品の「レッドパワー セラム」につきましては、出荷数 17,903セット（前事業年度 16,473セット）と、復調してきました。一方、「ホホワイトパワー セラム」（医薬部外品）については、強化月と大型新製品の発売月が重なったことも影響し、10,710セット（前事業年度 13,754セット）と低調に推移しました。当社が目標としていた上代売上（定価ベース）の売上高は、8,310百万円（前事業年度 7,756百万円）と、中期目標の10,000百万円には届かなかったものの、前事業年度比7.2%増で推移しました。販売組織の研修動員、新規顧客の獲得、販売員の増員については、次第に回復に向かいました。

一方、利益面におきましては、売上原価率は前事業年度とほぼ同水準の29.5%となりました。また、売上総利益は、売上高が増収で推移したこともあり、2,065,186千円と前事業年度比8.0%増となりました。販売費及び一般管理費につきましては、経費使用方針に基づく予算管理を徹底した結果、前事業年度比4.8%減となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,929,931千円（前事業年度2,713,742千円、8.0%増）、営業利益は422,626千円（前事業年度187,068千円）、経常利益は420,477千円（前事業年度187,541千円）、また特別利益を26,715千円、特別損失を478,948千円、税金費用等を 74,768千円計上したことにより、当期純利益43,013千円（前事業年度160,311千円）となりました。

部門別の販売実績につきましては、次のとおりであります。

[化粧品部門]

イ. スキンケア

令和6年12月に、新製品の「サーマンス ボディ エステ」を、令和7年3月に「ベーシックプラス」を発売し、顧客満足向上に努めました。スキンケア全体の売上高は2,144,520千円（前事業年度比8.4%増）となりました。

ロ. メークアップ

令和7年2月に、「チュリエ 新色プレミアム」を発売し、顧客満足向上に努めました。メークアップ全体の売上高は205,814千円（同10.0%減）となりました。

ハ. ヘアケア

新製品の発売はなく、ヘアケア全体の売上高は141,422千円（同18.5%増）となりました。

ニ. その他化粧品

新製品の発売はなく、その他化粧品全体の売上高は18,783千円（同12.9%減）となりました。

以上、化粧品部門の売上高は2,510,541千円（同6.9%増）となりました。

[美容補助商品]

令和6年6月に、「ユーグレナ バイタルEX」を発売し、美容補助商品全体の売上高は388,201千円（同15.0%増）となりました。

[化粧雑貨品等]

新製品の発売はなく、売上高は31,188千円（同13.1%増）となりました。

財政状態の状況

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は2,472,064千円（前事業年度末は2,019,024千円）となり、前事業年度末に比べ453,040千円増加しました。これは主に、商品及び製品が148,819千円、原材料及び貯蔵品が42,623千円減少したものの、現金及び預金が369,204千円、売掛金が244,347千円、増加したことによるものです。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は1,095,124千円（同1,549,690千円）となり、前事業年度末に比べ454,566千円減少しました。これは主に、退職給付制度の終了により前払年金費用が448,291千円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は884,795千円（同937,721千円）となり、前事業年度末に比べ52,925千円減少しました。これは主に、返金負債が66,616千円、未払法人税等が58,534千円、未払消費税が40,935千円増加したものの、買掛金が20,182千円、短期借入金が77,117千円、1年内償還予定の社債が36,000千円、1年内返済予定の長期借入金が91,004千円、減少したことによるものであります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は213,994千円（同389,077千円）となり、前事業年度末に比べ175,082千円減少しました。これは主に、定時返済などで長期借入金が36,224千円、繰延税金負債が137,177千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は2,468,399千円（同2,241,916千円）となり、前事業年度末に比べ226,483千円増加しました。これは主に、新株予約権が5,817千円減少したものの、新株予約権の行使により資本金が94,733千円、資本準備金が94,733千円増加したこと、当期純利益を43,013千円計上したことによるものです。この結果、自己資本比率は、69.2%（同62.6%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、長期借入金の返済による支出、短期借入金の純減等があるものの、前払年金費用の減少、株式の発行による収入、棚卸資産の減少等により、前事業年度末に比べ369,204千円増加し、当事業年度末には577,937千円となりました。

また当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は445,936千円（前年同期比7,125千円減）となりました。

これは主に売上債権の増加額250,014千円、仕入債務の減少額39,052千円、税引前当期純損失31,754千円、事業再編による支出21,455千円等があるものの、前払年金費用の減少額448,291千円、棚卸資産の減少額185,478千円、返金負債の増加額66,616千円、減価償却費45,742千円、未払消費税等の増加額40,935千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は18,434千円(前年同期は7,303千円の獲得)となりました。

これは差入保証金の回収による収入9,281千円、貸付金の回収による収入3,623千円があるものの、有形固定資産の取得による支出21,253千円、無形固定資産の取得による支出5,931千円、差入保証金の差入による支出4,154千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は58,273千円(前年同期比441,036千円減)となりました。

これは主に株式の発行による収入189,000千円、長期借入による収入71,000千円等があるものの、長期借入金の返済による支出198,228千円、短期借入金の純減額77,117千円、社債の償還による支出36,000千円、自己新株予約権の取得による支出6,276千円等があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、生産実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
スキンケア	2,201,305	103.4
メイクアップ	208,236	106.7
ヘアケア	103,537	63.0
その他	14,638	49.6
合計	2,527,716	100.4

(注) 金額は、販売価格で表示しております。

b. 商品仕入実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、商品仕入実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
美容補助商品	149,763	87.4
化粧雑貨品等	16,585	84.3
合計	166,349	87.1

(注) 金額は、仕入価格で表示しております。

c. 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

d. 販売実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、販売実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
スキンケア	2,144,520	108.4
メイクアップ	205,814	90.0
ヘアケア	141,422	118.5
その他	18,783	87.1
化粧品合計	2,510,541	106.9
美容補助商品	388,201	115.0
化粧雑貨品等	31,188	113.1
合計	2,929,931	108.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、上記記載のとおりですが、経営者が判断している重要な指標等につきまして、補足いたします。

a. 上代売上(小売価格ベース)と下代売上(会計上の売上)の関連性について

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しております。当社は、販売会社と小売価格ベースである上代売上で目標を共有化しております。通常、上代売上に対する商品売上(下代売上)の平均掛率は36~40%です。この掛率は、販売契約で定めておりますので、大きく変動することは少ないですが、総じて上代売上高の好調な時は低く、上代売上高が不調な時は高くなる傾向があります。また、通常掛率を適用しないエイド品の場合には、製品ごとに下代価格を定めており、エイド品の売上比率が高い場合には、上代売上金額に対する下代売上金額は高くなる傾向があります。さらに、会計上の売上は、商品売上(下代売上)から売上割戻額「販社リファンド」を引いて算出いたします。

当事業年度における上代売上高は、当初100億円を目指しておりましたが、結果は77億円(前期は81億円)と大幅な目標未達という結果でした。当社としては、上代売上目標を販売組織とともに達成することを最重要視しております。

b. 経営重要指標(KPI; Key Performance Indicator)について

経営重要指標(KPI)として、棚卸資産回転期間、自己資本比率、売上高経常利益率を経営状況のバランスを測る指標としております。

棚卸資産回転期間については、9.4ヶ月(前事業年度12.2ヶ月)となりました。これは主に当事業年度において棚卸資産を185,478千円削減したことによるものです。引き続き、正常な水準(目標6.0ヶ月)に戻せるように取り組んでまいります。

自己資本比率につきましては、69.2%(前事業年度62.6%)となりました。これは、主に当期純利益を43,013千円計上したこと、新株予約権の行使が189,000千円あったこと、によるものです。引き続き、正常な水準(目標60.0%)を維持出来るように取り組んでまいります。

売上高経常利益率につきましては、14.4%(前事業年度6.9%)となりました。これは、売上増の一方、経費節減に努め、経常利益を420,477千円計上したことによるものです。今後については、引き続きKPIの数値を正常な水準(目標15.0%)に戻せるように取り組んでまいります。

c. 研修動員数

当社の経営成績に重要な影響を与える要因の一つとして、販売組織における研修動員数が重要であると考えております。当事業年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の流行も落ち着き、研修を行いやすい環境になってまいりました。

理念研修としての「SA研修」の新規動員は1,111名（前事業年度は940名）、美容研修としての「美容教室」の新規動員2,250名（前期1,831名）と復調してまいりました。今後については、動員数の更なる回復を図ってまいります。また、営業所ランクアップのための研修であるVR研修や美容実践研修にも力を入れ、営業所増設に力を入れてまいります。

d. 流通在庫

当社の経営成績に重要な影響を与えるもう一つの要因としては、販売会社の経営状態が重要であると考えております。販売組織における流通在庫は、ヒアリングにより大まかな把握を行っております。当事業年度におきましては、令和7年3月末時点で、令和6年3月末よりも流通在庫は減少していると推定しております。各種データからも一部過剰な販売会社や製品はあるものの、流通在庫はほぼ適正水準に収められております。一方、販売組織の実売状況は、当社からの仕入（当社売上）を上回って推移しており、売上回復に向けた一定水準の愛用者数は維持していると考えております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の判断しているキャッシュ・フローの状況につきまして、補足いたします。

a. キャッシュ・フロー分析

当事業年度において、営業キャッシュ・フローが455,936千円のプラスとなりました。投資キャッシュ・フロー、財務キャッシュ・フローはマイナスでしたが、当事業年度末の現預金残高は577,937千円（前事業年度末比369,204千円増）となりました。今後については、売上高を上げるとともに、仕入及び経費支出を抑え、手元流動資金を積み増す方針でございます。当社といたしましては、引き続き財務内容の改善に全力で取り組んでまいります。

b. 資本の財源について

当社の資本の財源については、資本金、資本剰余金及び利益準備金等によって構成されております。当事業年度におきましては、新株予約権の行使が189,000千円行われ、当期純利益を43,013千円計上したことにより、当事業年度末の純資産は2,468,399千円となりました。配当政策については、将来のビジネス環境の変動にもそなえるため、内部留保を優先しながらも、早期に累積しているA種優先株式配当を解消してまいります。さらに、収益の状況を勘案しながら、早期の復配を目指し、利益還元を行う方針です。

c. 資金の流動性について

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は借入（社債含む）により資金調達することとしております。当社の運転資金は季節変動が大きく、9月頃に手元流動性が低くなる傾向があります。この時期に必要な現預金を運転資金として保持できるように努めてまいります。また、当事業年度末においてまだ在庫が多い状態と認識しており、売上を上げるとともに、仕入及び経費支出を抑制することにより手元資金を生み出し、内部留保した利益と合わせて、負債の削減を行う予定です。

また、令和6年8月に発行した新株予約権につきましては、当事業年度において189,000千円行使されましたが、その行使は株価の動きに左右されるため、引き続き業績を上げるように努めてまいります。

なお、平成30年12月に発行したA種優先株式1,000,000千円については、当社の収益基盤がもう少し安定化するまでは、取得条項を行使しない予定です。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に拠って作成しております。財務諸表の作成にあたり、当社は期末日における資産及び負債、当事業年度における収益及び費用に影響を及ぼすような見積りを行う場合があります。これらの見積りについて、当社は過去の実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、見積り根拠となる仮定又は条件等の変化により、見積り内容が実際の結果と異なる可能性があります。なお、見積りにあたっては、保守主義の原則にそって判断をするようにしております。

イ．売上割戻し（販社リファンド等）

当社の取引先である販売会社とは、独自の販売システムに基づく販売契約を締結しております。販売システムにおいて、「販売会社が販売会社を産んで育てる」という育成の仕組みを具現化しております。子販社を産んだ親販社に対しまして、親販社自身の仕入実績に係る当社への入金金額に対し、販売契約で定めた掛率を掛けてキャッシュバックを行っております。

「販社リファンド」は、支払対象の販社の仕入が大きい時に多く、支払対象の販社の仕入が小さい時には少なくなるため、月次及び年度による金額は大きく変動いたします。また、当該キャッシュバックの予定金額については、売上割戻しとして売上高より控除しておりますが、入金額等の条件等の変化により、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

ロ．経営指導料

当社は、子販社を産んだ親販社に対しまして、子販社等の仕入実績に対する入金金額に対し、「経営指導料」として、販売契約で定めた掛率を掛けてキャッシュバックを行っております。当該キャッシュバックの予定金額については、売上割戻しとして売上高より控除しておりますが、子販社等の入金額等の条件等の変化により、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

ハ．棚卸資産評価損

当社は、製品及び原料・資材の廃棄を極小になるように、生産調整会議等で仕入・生産のコントロールを行っております。ただし、売上予測に基づく見込み生産のため、実際の販売数と生産数の相違が出る可能性があります。製商品の消費期限を規程で定めており、四半期毎に洗い替えを行い、期限切れの原料や製品については、評価損を原価計上しております。また、過去の出荷実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、生産見込みあるいは出荷見込みがないと判断した数量の原料・資材及び製品の原価相当額を、当事業年度に評価損として、原価に見積り計上しております。評価損の見積りにあたっては、過去の出荷実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

棚卸資産の計上額は、在庫原価から「評価損」を（収益性の低下に伴う簿価切下）差し引いた金額です。また翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出しており、「評価損」の金額は売上原価に含まれております。

当社の取引先である販売会社については、全販売会社から決算報告書を入手しており、販売会社の在庫状況についても、各種データやヒアリングにより確認しております。製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定し、算出しております。

当社は、現状の在庫評価基準に基づく「評価損」を差し引いた棚卸資産計上額が適正であると考えておりますが、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等により、棚卸資産の「評価損」と将来における廃棄金額が相違する可能性があります。

ニ．貸倒引当金

当社の取引先である販売会社は財務基盤が脆弱なところも少なからず存在します。貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社は全販売会社に決算書の提出を求めており、各販売会社の決算数字及び研修動員などの活動状況及び各販売会社からの入金実績や経営状況のヒアリングを通じて与信ランクを作成しており、そのデータに基づき算出しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識しうる信用リスクから発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えておりますが、貸倒引当金の見積りは基本的に過去のデータにより計算しているため、将来見込等の要素も加えているものの急激な経済金融情勢の変化等により、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

ホ．繰延税金資産

当社は、課税所得の計算上の資産・負債と、貸借対照表上の資産・負債の計上額との一時差異に関して、法定実効税率を用いて繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

財務諸表に計上した金額の算出方法については、繰延税金資産の回収可能性を、将来の企業の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて判断することとしております。

当事業年度においては、直近数年間の当社の経営計画と実績の乖離が大きいことから、将来における課税所得見通しを保守的に見積っており、繰延税金資産を計上しておりません。

(なお、上記課税所得見通しについては、保守的に算出しており、当社の売上利益計画とは異なります。)

5【重要な契約等】

a. 販売の提携

当社は、販売代理店である販売会社と「販売契約」を締結しております。

- 1) 契約の本旨：販売代理店である販売会社が当社製商品を継続的に顧客に販売供給し、その責務を果たすことにあります。
- 2) 契約先：化粧品等の販売会社（国内242社）
- 3) 販売製品：化粧品、美容補助商品及び化粧雑貨品等
- 4) 契約期間：1ヶ年（更新）

b. 第一回A種優先株式の発行

当社は、重要な契約等の決定又は締結等として、下記のとおり平成30年12月25日に第一回A種優先株式の発行を1,000,000,000円行っております。

第三者割当によるA種優先株式の発行に関する事項

第一回A種優先株式発行の概況

(1) 発行期日	平成30年12月25日(火)
(2) 発行株式の種類及び数	株式会社アイビー化粧品 A種優先株式(以下「A種優先株式」といいます。) 500,000株
(3) 発行価額	1株につき金2,000円
(4) 発行価額の総額	金1,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき金1,000円
(6) 資本組入額の総額	金500,000,000円
(7) 割当方法	第三者割当
(8) 第三者割当による割当先	株式会社白銀社
(9) その他	A種優先株式の発行要項の概要は以下のとおりです。 A種優先株式の優先配当金は、1株当たり60円(発行価額の3%)としており、A種優先株式の株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 A種優先株式の配当につき、累積・非参加条項を定めております。 A種優先株式には残余財産分配優先権はなく、発行価額を上限とし、残余財産の分配は普通株式と同順位と定めております。 A種優先株式には、議決権がありません。 A種優先株式には、普通株式への転換権がありません。 A種優先株式には、A種優先株主意志に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

c. 第5回新株予約権の発行

当社は、令和6年8月6日開催の取締役会において、三田証券株式会社(以下、「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による第5回新株予約権(行使価額修正条項付、以下「本第5回新株予約権」といいます。))の発行を行うことについて決議し、令和6年8月22日付で発行いたしました。

詳細は、第4提出会社の状況 1株式等の状況 その他の新株予約権等の状況を参照ください。

6【研究開発活動】

当社は、全ての女性がいつまでも健康的で若々しく、そして美しい素肌を保ち続ける事を願い、「ノーマライジング」を永遠の美のテーマとし、化粧品並びに医薬部外品、美容補助商品の研究開発を行い、これらの製品・商品を提供し多くの皆様に好評を得ております。

令和6年12月には、気になる部分もマッサージしやすいテクスチャーで、温感を与えながら肌をすっきりと引き締め、ハリのある美しい肌に導く『サーマンス ボディ エステ』 ボディ用マッサージ・クリーム を発売し、好評を得ています。

令和7年2月には、トレンドカラー『鮮やかなオレンジやレッド』、『淡いピンクやホワイト』、『少しレトロな空気感をもつブラウン』など、トレンド感のある新色で簡単に“旬の顔”に演出する『チュリエ 新色プレミアム』として、健康的で立体感のある際立つ目元に仕上げる『チュリエ アイカラー (カートリッジ) OR01』、ツヤと立体感を与え、個性美を引き立てる『チュリエ チークカラー (カートリッジ) OR01』、肌なじみよく上品な色気を引き出す『チュリエ ジェル アイライナー BR02』、自然なパール感と透明感でヌーディーな唇にする『チュリエ ニュアンスリップカラー WT01』を発売しました。

令和7年3月には私たちが悩ませる「なんとなくの肌不調」に着目した『ベーシックプラスシリーズ』として、吸い込まれるように肌になじみキメの整った美しい肌へ導く『ベーシックプラス バランシブ ローション』 化粧水、みずみずしく肌になじみ適度なうるおい感のある肌へ導く『ベーシックプラス バランシブ ジェル』 乳液・クリーム、肌になめらかななじみふっくらとした感触のやわらかな肌へ導く『ベーシックプラス バランシブ クリーム』 乳液・クリーム を発売し、好評を得ています。

健康食品では、令和6年6月に、健やかで美しい毎日をサポートする『ユグレナ バイタルEX』を発売し、好評を得ています。

基礎研究分野につきましては、前事業年度に引き続き機能性の高い化粧品・健康食品の基盤になる『有用素材の探索』に力を入れ、研究を行ってまいりました。その研究成果は当事業年度に発売の『ベーシックプラスシリーズ』、『サーマンス ボディ エステ』等に応用しております。また、化粧品・医薬部外品・健康食品に応用可能な製剤技術や有用成分に関する基礎研究を行い、その成果を第14回CSJ化学フェスタ 2024にて1題、第97回日本生化学会大会にて1題、第47回日本分子生物学会年会にて1題、第105回日本化学会にて1題、第145回日本薬学会にて4題の発表を行いました。

特許関連につきましては、『Nrf2 活性化剤』、『MAO阻害剤』、『TGF- β シグナル伝達阻害剤』について、特許査定を得ました。

美容研究分野につきましては、これまで当社が蓄積してきた皮膚科学データに基づき、前年度に引き続き全国の販売員に対する『季節やお手入れ方法と皮膚の関係性』の勉強会を実施し、美容教育のサポートを行いました。

安全性・有用性評価研究においては、お客様に安心してご使用いただける製品の提供を目指し、製品仕様に合わせた評価方法にて客観的評価を行っております。製品開発時におきましては、製品特性に応じ、皮膚科専門医監修のもと、厳密な連用評価を実施し、安全性と有用性の両立を追求しております。

今後も各種評価方法に基づいて製品評価を行い、DDS概念を応用した高い有用性と、安心してお使いいただける高い安全性を追求した製品をお客様に届けてまいります。また、研究成果は論文投稿、国内外の学会発表を通じて積極的に外部発信してまいります。

なお、当事業年度の研究開発費の総額は145,635千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、39,546千円であります。主なものは、美里地区エアコン更新13,211千円、営業部LAN・電気配線工事1,064千円、美里工場排水処理施設沈殿槽改修工事4,160千円、美里工場機械装置14,199千円、開発研究所測定器3,773千円、新製品金型代1,160千円であります。

なお、京都、大阪、関西事務所の移転のための除却は、35,203千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。なお、セグメント情報を記載していないため、事業所に係るセグメントの名称は、記載しておりません。

令和7年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
美里工場 (埼玉県児玉郡美里町)	化粧品等の生産設備	105,845	33,157	456,805 (32,303㎡)	1,907	597,716	19
開発研究所 (埼玉県児玉郡美里町)	化粧品等の開発研究施設	25,810	-		4,031	29,842	11
美里物流センター (埼玉県児玉郡美里町)	物流倉庫	19,738	-		739	20,477	-
本社 (東京都港区)	統括業務施設	9,107	-	- (-)	4,857	13,965	45
アルテミス東京 (東京都港区)	情報発信拠点	43	-	- (-)	0	43	-
富士研修センター (山梨県南都留郡忍野村)	教育施設	50,437	-	52,666 (5,393㎡)	0	103,104	-
関西推進部大阪 (大阪府茨木市)	販売	4,403	-	- ()	659	5,062	25
西日本営業部山陰 (鳥取県米子市)	"	2,958	-	- (-)	85	3,044	2
西日本営業部九州 (福岡市博多区)	"	399	-	- (-)	0	399	5

- (注) 1. 本社には、貸与中の建物(165.6㎡)を含んでおり、その貸与先は㈱ユウガであります。
2. 美里工場、開発研究所及び美里物流センターは同一敷地内にあるため、土地は区分記載しておりません。
3. 従業員数には嘱託社員、退職者及び臨時雇用者は含まれておりません。
4. 東日本営業部は本社内に開設しており、本社に含めております。
5. 関西推進部(京都)、西日本営業部(関西)は関西推進部(大阪)と同じ建物に開設しているため、関西推進部大阪に含めております。

6. 上記の内、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

本社(統括業務施設)	賃借料年額	166,305千円	差入保証金	244,216千円
関西推進部大阪(販売施設)	賃借料年額	7,065千円	差入保証金	4,121千円

7. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は以下のとおりであります。

名称	数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
事務用機器、コンピュータ等 (所有権移転外ファイナンス・リース)	149	1～7	2,823	6,945
車両運搬具(オペレーティング・リース)	12	1～5	5,669	6,256

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
A種優先株式	1,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和7年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和7年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,794,000	5,794,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種優先株式	500,000	500,000	非上場	単元株式数 100株
計	6,294,000	6,294,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注) A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 優先配当金、累積条項、非参加条項

- 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該普通株式配当に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。
- A種優先配当金の額は、1株につき60円とし、金銭で支払うものとする。なお、A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当の額は、1株につき60円を、A種優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額(少数部分については、切捨てる額)とする。
- 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、前項で定めた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「A種無配時優先配当」という。)を行うことが出来る。
- A種優先配当又はA種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、翌期以降第1項から第3項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当又はA種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「A種累積未払配当」という。)を行う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、「A種累積未払配当」不足額を支払う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、「A種累積未払配当」支払いのほか、A種優先株式1株につき、普通株式と同順位で、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。ただし、分配可能な残余財産が、A種優先株式払込金に相当する金額を超える場合には、普通株主に先立ち、A種優先株式払込金に相当する金額を支払い、それ以上の残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株式を有する株主は、株主総会において決議すべきすべての議案について議決権を有しないものとする。

(4) 種類株主総会

1. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
2. 定款第20条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
3. 定款第21条、第22条及び第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 定款第23条の規定は、会社法第324条の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

1. 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次項に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。
2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式による取得価額とする。
[算式] A種優先株式1株当たりの取得価額 = [A種優先株式1株当たりの払込金額] + [A種優先株式発行の翌日から金銭対価取得条項取得日までの日数に応じて、1年につき60円の割合による金額(1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。)] - [当社がA種優先株式につき支払ったA種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当の合計額]

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

1. 当社は、普通株式の分割又は併合を行う場合及び法令に定める場合を除き、A種優先株式につき株式の分割又は併合を行わない。普通株式の分割又は併合を行う場合には、A種優先株式も同様の比率で分割又は併合を行い、定款第12条及び第13条に定める事項も、合理的な割合で調整されるものとする。
2. A種優先株式に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の事項

当社は、当社定款第6条、第8条、第12条から第17条に定めるほか、A種優先株式に関する事項について、これをA種優先株式の発行に先立って、取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

ア.令和6年8月6日開催の取締役会決議に基づき発行した株式会社アイビー化粧品第5回新株予約権（第三者割当）

決議年月日	2024年（令和6年）8月6日
新株予約権の数（個）	6,200 [6,200] （注2）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 620,000 [620,000] （注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注4）
新株予約権の行使期間	自 令和6年8月23日 至 令和9年8月22日 但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注8）
新株予約権の行使の条件	（注11）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注10）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注12）

当事業年度の末日（令和7年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和7年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式1,250,000株（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（但し、下記（注3）に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正
行使価額は、割当日以後、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。
- (3) 行使価額の修正頻度
行使の際に上記(2)に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。
- (4) 行使価額の下限
行使価額は300円（但し、下記（注6）による調整を受ける。）（以下、「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記(2)記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする
- (5) 割当株式数の上限
1,250,000株。但し、下記（注3）に記載のとおり、調整される場合がある。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)
本新株予約権の発行価額の総額 925,000 円に下限行使価額である300円で本新株予約権が全部行使された場合の375,000,000円を合算した金額。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
- (7) 本新株予約権には、令和6年11月23日以降、当社取締役会の決議により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については下記（注9）参照）。

3. 本新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は100株(以下、「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として1,250,000株とする。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が(注)6の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)6に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)6(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで に、本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)6(2)に定める場合その他適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、下記(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)は、当初300円とする。但し、行使価額は下記(注5)、(注6)に定める修正及び調整を受ける。

5. 行使価額の修正

行使価額は、割当日以後、本新株予約権の修正日の修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(下記(注6)の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

6. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

下記(2)からまでの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、下記(2)乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、下記(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記（注5）に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価額の総額

375,925,000 円

（注）全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、上記（注5）、（注6）により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記(3)記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、令和6年11月23日以降、本新株予約権者に対し会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。なお、本新株予約権の発行要項に定める期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

(1) 当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買受契約書において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。

(2) 割当予定先は、当社の取締役会の承認決議を経て本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとする。この場合、各当事者は、かかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本買受契約中の「割当予定先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。下記に基づく割当予定先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後の全ての譲受人に承継されるものとする。

11. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付(以下、「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度における行使の状況

本第3回新株予約権

	中間会計期間 (令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで)	第50期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件付新株予約権等の数(個)	-	-

	中間会計期間 (令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで)	第50期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額 等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権等の 数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権等に係る累計の交付 株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権等に係る累計の平均 行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権等に係る累計の資金 調達額(百万円)	-	-

(注1) 第3回新株予約権の権利行使は、当事業年度にはありませんでした。

(注2) 第3回新株予約権の権利行使は、令和7年3月7日をもって行使期間満了に伴い消滅致しました。

本第4回新株予約権

	中間会計期間 (令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで)	第50期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件 付新株予約権等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額 等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権等の 数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権等に係る累計の交付 株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権等に係る累計の平均 行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権等に係る累計の資金 調達額(百万円)	-	-

(注1) 第4回新株予約権の権利行使は、当事業年度にはありませんでした。

(注2) 第4回新株予約権の権利行使は、令和7年3月7日付をもって行使期間満了に伴い消滅致しました。

本第5回新株予約権

	中間会計期間 (令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで)	第50期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件 付新株予約権等の数(個)	4,500	6,300
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	450,000	630,000

	中間会計期間 (令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで)	第50期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	300	300
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	135	189
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権等の数の累計(個)	6,300	6,300
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の交付株式数(株)	630,000	630,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の平均行使価額等(円)	300	300
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の資金調達額(百万円)	189	189

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和5年7月18日 (注)1	60,000	5,664,000	18,214	1,322,414	18,214	862,014
令和6年9月25日 (注)2	180,000	5,844,000	27,066	1,349,481	27,066	889,081
令和6年10月16日 (注)2	450,000	6,294,000	67,666	1,417,147	67,666	956,747

(注)1.第三者割当による第3回新株予約権(行使価額修正条項付)の新株予約権の権利行使による増加であります。
(注)2.第三者割当による第5回新株予約権(行使価額修正条項付)の新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

令和7年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	23	99	17	29	3,836	4,007	-
所有株式数 (単元)	-	1,111	4,469	11,165	920	665	39,320	57,650	29,000
所有株式数の 割合(%)	-	1.93	7.75	19.37	1.60	1.15	68.20	100.00	-

(注)自己株式48,358株は「個人その他」に483単元及び「単元未満株式の状況」に58株を含めて記載しております。
なお、自己株式48,358株は株主名簿記載上の株式数であり、令和7年3月31日現在の実質所有株式数は47,758株
であります。

A種優先株式

令和7年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	5,000	-	-	-	5,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

令和7年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社白銀社	東京都港区赤坂6-18-3	11,624	18.61
株式会社ブリーズ	東京都港区北青山2-7-13-3F	2,300	3.68
アイビー化粧品取引先持株会	東京都港区赤坂6-18-3	1,780	2.85
安藤 英基	東京都品川区	1,472	2.35
白銀 恵美子	東京都港区	1,301	2.08
安藤 英雄	東京都港区	1,240	1.98
白銀 浩二	東京都港区	1,222	1.95
アイビー共栄会	東京都港区赤坂6-18-3	1,187	1.90
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	1,163	1.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	828	1.32
計	-	24,118	38.61

(注) 1. 上記のほか、自己株式が477百株あります。

2. 所有株式数には、普通株式の他、A種優先株式を含めております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

令和7年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社白銀社	東京都港区赤坂6-18-3	6,624	11.58
株式会社ブリーズ	東京都港区北青山2-7-13-3F	2,300	4.02
アイビー化粧品取引先持株会	東京都港区赤坂6-18-3	1,780	3.11
安藤 英基	東京都品川区	1,472	2.57
白銀 恵美子	東京都港区	1,301	2.27
安藤 英雄	東京都港区	1,240	2.16
白銀 浩二	東京都港区	1,222	2.13
アイビー共栄会	東京都港区赤坂6-18-3	1,187	2.07
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	1,163	2.03
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	828	1.44
計	-	19,117	33.43

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

令和7年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500,000	-	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 47,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,717,300	57,173	-
単元未満株式	普通株式 29,000	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,294,000	-	-
総株主の議決権	-	57,173	-

(注) A種優先株式の内容につきましては、(1)株式の総数等 発行済株式 を参照ください。

【自己株式等】

令和7年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイピー化粧品	東京都港区赤坂6丁目18番3号	47,700	-	47,700	0.76
計	-	47,700	-	47,700	0.76

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が600株(議決権の数6個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

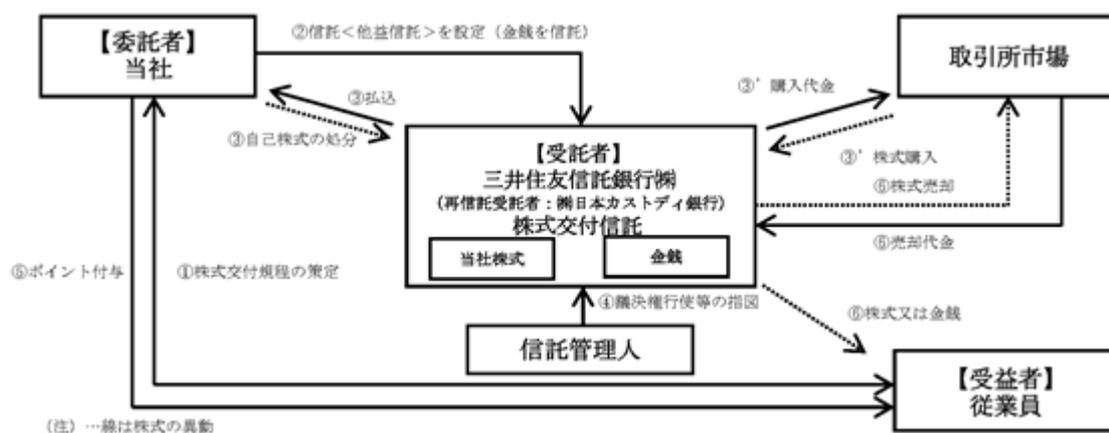
1. 「従業員向け株式交付信託」

(1) 「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入いたしました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める従業員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。



当社は、従業員の業績や株価への意識向上等を目的として株式交付制度を導入します（従業員株式交付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員（以下、従業員）に対し株式を交付する義務を負います。）。

当社は従業員株式交付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。

本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれると合理的に見積られる数の株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

当社は、あらかじめ定めた従業員株式交付規程に基づき、従業員に対し、ポイントを付与していきます。

従業員株式交付規程の要件を満たした従業員は、受託者から株式の交付を受けます。なお、あらかじめ従業員株式交付規程・信託契約に定めることにより交付する株式を市場にて売却し、金銭を交付することが可能です。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

本信託について

名称	従業員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和7年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(2) 「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	68,925株	544,507千円(注)
当事業年度における交付株数	-株	-千円
当事業年度末における「従業員向け株式交付信託」が所有する株数	36,719株	290,080千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円

(注) 「従業員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(3) 「従業員向け株式交付信託」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

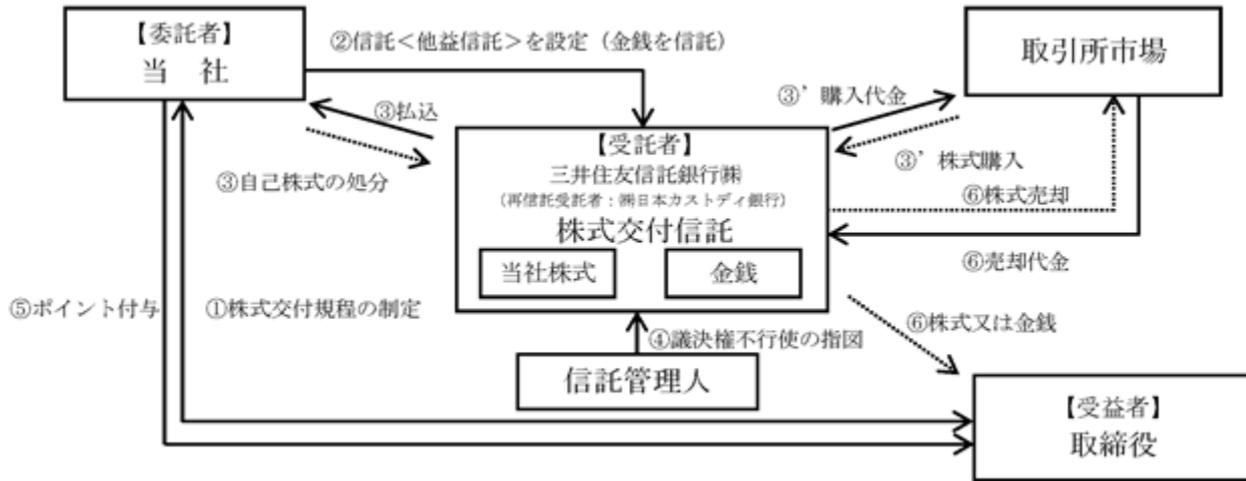
従業員(正社員、嘱託社員、契約社員、準社員)のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

2. 取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の内容

(1) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役(以下「取締役」といいます。)の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入いたしました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。



当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とする株式交付規程を制定します。
当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対し議決権不行使の指示を行い、受託者は、この指示に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
株式交付規程に基づき、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しポイントを付与していきます。
株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）信託の設定

当社は、後記（７）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、平成29年8月から令和7年8月（予定）まで（期間を1年延長いたしました。）。但し、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、前記（３）の信託期間中に、金1,500百万円（を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必

要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金300百万円を乗じた金額（うち、社外取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金8百万円を乗じた金額）を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に後記（6）のポイント付与及び後記（7）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。

（平成29年度から令和3年度まで）

役位	業績			
	当期純利益が前事業年度比増益の場合		当期純利益が前事業年度比減益の場合	
	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合
代表取締役社長	4,000	3,200	2,400	1,200
取締役会長	700	560	420	210
取締役副会長	500	400	300	150
取締役副社長	1,000	800	600	300
専務取締役	800	640	480	240
常務取締役	600	480	360	180
取締役	400	320	240	120
社外取締役	200	160	120	60

（令和4年度以降）

役位	売上高45億円以上かつ E S O P 控除前営業利益 9 億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P 控除前営業利益 7 億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P 控除前営業利益 5 億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 （ 監査等委員で ある取締役を除く）	400	300	200

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイントを上限とします。

（7）各取締役に對する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

本信託について

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和7年8月(予定) 期間を延長いたしました。

(11) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「役員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	48,500株	383,150千円(注)
当事業年度における交付株数	-株	-千円
当事業年度末における「役員向け株式交付信託」が所有する株数	46,120株	364,348千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円

(注) 「役員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(12) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

取締役(監査等委員である取締役を除く)のうち受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	80	34,000
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、令和7年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	47,758	-	47,758	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和7年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開に備えて、内部留保による資本充実を図るとともに、収益の動向を勘案しながら、できるだけ高水準の利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この剰余金の配当の決定機関は、期末配当、中間配当ともに取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、誠に遺憾ながら、内部留保を優先したく、普通株式及びA種優先株式ともに見送らせていただきます。

今後につきましては、当社の財務体質改善も鑑み、内部留保も行い、収益の状況を勘案しながら、利益還元を行うことを検討してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針(アイビーの誓い)」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努めております。

<理念>

「愛と美と豊かさの実践と追求」

<ビジョン>

「日本の肌はアイビーがつくる」

<行動指針>

「アイビーの誓い」

- 一、アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一、アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一、アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一、アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

当社は、経営の合理化や経営のスピード化を図るために、重要な社内意思決定機関である、「株主総会」「取締役会」「経営会議」で経営に関する重要事項の審議承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

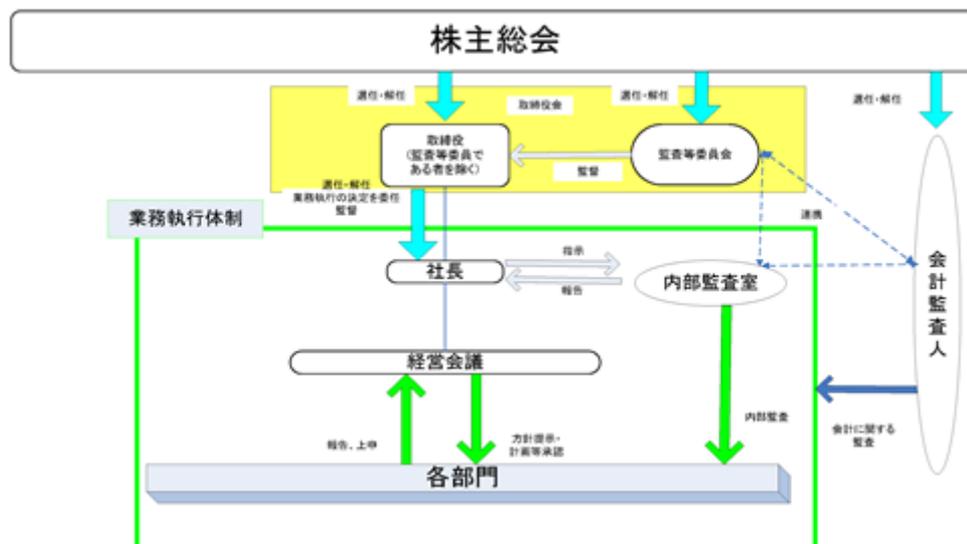
当社は、取締役会の監督の機能の一層の強化、意思決定の一層の迅速化、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会の定款変更の決議により、監査等委員会設置会社に移行し、経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社取締役会は、取締役6名と監査等委員である取締役3名の計9名で構成され、うち3名が独立社外取締役であります。

取締役会は、取締役会規則に基づき、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、各取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会は、代表取締役社長が議長を務めています。

監査等委員会は、監査等委員3名で構成され、全員が独立社外取締役であります。

この他に、全社が一体として事業の円滑な遂行、課題問題の解決、及び方針や情報の共有を目的として、取締役、執行役員並びに各部門の責任者が出席する「経営会議」を開催し、経営方針の伝達、予実の管理を行っております。経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点として行動を徹底しております。具体的には、重要な「経営関連情報」について、重要な社内意思決定機関である「株主総会」「取締役会」「経営会議」における議案並びに報告事項全てが各取締役へ情報が伝えられる報告体制を構築し、公正かつ適時・適切な開示が行われ、コンプライアンスの問題の早期発見と適切な対策の決定に務めております。
- ・当社の取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を責務とし、建設的な議論と戦略的な方向付け並びに適切なリスク管理を行うため、独立性と専門性をもった監査等委員である社外取締役をおき、実効性の高い監督体制を整えております。また、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会において、資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うため、剰余金の配当等を原則として取締役会において決定できるように定款変更を行っております。
- ・当社内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況に関し、内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役社長及び監査等委員である取締役に報告いたします。また、内部監査室は会計監査人とも定期的に会合をもち、情報交換に務めております。
- ・リスク管理におきましては、リスク管理ガイドラインに基づき、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク要因を洗い出して、損害の回避及び軽減を図るべくリスク管理計画を策定し、対応しております。
- ・当事業年度は、取締役会を17回（書面決議含む）開催し、当社の重要な意思決定を行いました。各取締役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議しております。
- ・当事業年度は、監査等委員会を10回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務遂行の監査、法令、定款等への遵守について監査しております。
- ・経営会議においては、資本政策の審議、中期経営計画の推進、重要かつ緊急経営課題の審議、規程の改定審議など、必要に応じて行っております。
- ・情報開示体制については、IR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行っております。
- ・コンプライアンス体制については、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置しております。また、当社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口を設置しております。当社ホームページにも「公益通報窓口」を常設しており、情報提供者の秘匿と法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に務めております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社の従業員は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動しております。そのため、取締役は従業員に対し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」並びに企業倫理の遵守についての教育・啓発を行っております。

当社の従業員は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行を行っております。当社の取締役及び従業員は、社内における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、社内規程に従い、代表取締役社長ならびに内部監査室担当者に報告を行うこととしております。代表取締役社長は、当該報告された事実について調査・監督し、適切な対策を決定することとしております。

また、予算管理・部門計画進捗管理については、各会議体の事務局が経営状況並びに経営の重要課題につき報告書を作成し、代表取締役社長をはじめ取締役会メンバーに随時報告を行っております。

さらに、ISO（品質マネジメントシステム）対象部門については、定期的にISO事務局による内部監査を行い、その内容につき担当役員を通じて代表取締役社長に直接報告を行っております。

八．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東光監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間では、責任限定契約を締結していません。

二．取締役の定数

令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会の定款変更の決議により、当社の取締役は12名以内とする、また、取締役のうち監査等委員である取締役は5名以内とすることとしております。

ホ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区分して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を

もって行う旨定款に定めております。なお、当社は、取締役の解任決議について、定款に特段の定めはありません。

へ. 取締役会決議で決議できる株主総会決議事項

a. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

b. 剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

c. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

d. 第一回A種優先株式

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、定款で定めた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「A種無配時優先配当」という。）を行うことが出来る旨定款に定めております。また、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、定款に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨定款に定めております。

e. 取締役会及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同項第423条第1項の取締役及び会計監査人（取締役及び会計監査人であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ. 第一回A種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

第一回A種優先株式については議決権がありません。これは、資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回（書面決議含む）開催しており、個々の取締役の出席状況については、以下のとおりであります。

役職名等	氏名	開催回数	出席回数
取締役会長	白銀 恵美子	17回	17回
代表取締役社長	白銀 浩二	17回	17回
取締役	中山 聖仁	17回	17回
取締役	江川 和憲	17回	17回
取締役	白銀 佳寿子	17回	17回
取締役	野本 優	17回	17回
取締役 常勤監査等委員（社外取締役）	緒方 孝則	17回	17回
取締役 監査等委員（社外取締役）	中山 圭史	17回	17回
取締役 監査等委員（社外取締役）	和田 司	17回	17回

取締役会における具体的な検討項目としては、株主総会招集の件、決算承認の件、ガバナンスコード承認の件、人事異動の件、営業部門再編の件等について、審議しております。

任意の報酬委員会の活動状況

当社は、社外取締役1名を含む任意の報酬委員会を設置しております。

当事業年度における報酬委員会の活動状況につきましては、令和6年6月に、役員改選後の役員報酬の決定を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.22%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長	白銀 恵美子	昭和14年2月20日生	昭和55年11月 当社取締役就任 平成3年2月 代表取締役社長就任 平成4年7月 代表取締役会長就任 平成8年2月 取締役会長就任(現任)	(注) 2, 3	1,301
取締役社長 (代表取締役)	白銀 浩二	昭和41年4月30日生	昭和60年2月 当社入社 昭和61年11月 取締役就任 平成4年7月 常務取締役就任 平成8年2月 専務取締役就任 平成9年4月 代表取締役副社長就任 平成13年1月 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	1,222
取締役 経営管理部 部長	中山 聖仁	昭和40年12月15日生	平成14年4月 当社入社 平成17年10月 財務IRグループ 経理部 Manager 平成19年7月 執行役員 経営管理グループ 担当 兼 総務部 Manager 平成23年10月 財務本部 本部長 兼 IR室 室長 平成25年5月 経営管理部 部長 平成26年8月 経理部 部長 平成27年5月 執行役員 平成28年6月 取締役就任 平成29年5月 常務取締役就任 平成30年10月 取締役 令和4年4月 当社取締役 経営管理部 部 長 令和5年4月 当社取締役 管理部 担当役員 人事部 担当役員 お客様相談 室 担当役員 兼 経営管理部 部長(現任)	(注) 3	90

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 経営企画室 室長	江川 和憲	昭和41年 5月 7日生	<p>平成元年 4月 当社入社</p> <p>平成15年 4月 執行役員 生産・情報システム 部Manager</p> <p>平成15年10月 執行役員 販売戦略本部 General Manager 兼 生産・情報システム部 Manager 兼 教育部Manager</p> <p>平成16年 4月 執行役員 販売戦略本部 General Manager 兼 営業企画部Manager</p> <p>平成16年 6月 取締役就任</p> <p>平成18年 6月 取締役退任 執行役員 営業美容教育本部 副本部長</p> <p>平成23年 4月 執行役員 教育本部 副本部長</p> <p>平成24年 4月 執行役員 企画本部 企画部長</p> <p>平成25年 5月 経営企画室長 兼 広報企画部長</p> <p>平成27年 5月 執行役員 営業本部長 兼 広報企画部長</p> <p>平成28年 4月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 東日本事業部長</p> <p>平成30年 4月 執行役員 営業本部 東日本事業部長</p> <p>平成30年10月 執行役員 営業本部長</p> <p>令和元年 6月 取締役就任</p> <p>令和 4年 4月 当社取締役 経営企画室 室 長</p> <p>令和 5年 4月 当社取締役 広報企画部 担当 役員 美里工場 担当役員 生産 管理部 担当役員 兼 経営企 画室 室長</p> <p>令和 6年 4月 当社取締役 営業本部 担当役 員 広報企画部 担当役員 美里 工場 担当役員 生産管理部 担 当役員 兼 経営企画室 室 長</p> <p>令和 7年 4月 当社取締役 営業本部長 兼 美里工場、生産管理部担当役 員 兼 経営企画室 室長 (現任)</p>	(注) 3	14

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	白銀 佳寿子	昭和39年 1月26日生	<p>平成18年10月 株式会社アイプラティナ 代表取締役社長</p> <p>平成26年 3月 同社 代表取締役社長 退任</p> <p>令和 3年 6月 取締役就任</p> <p>令和 5年 3月 取締役 製品企画部担当役員</p> <p>令和 6年10月 取締役 企画部担当役員 (現任)</p> <p>(重要な兼務の状況) 株式会社白銀社 取締役</p>	(注) 2, 3	48
取締役	野本 優	昭和31年 8月 5日生	<p>昭和57年 9月 当社入社</p> <p>平成14年 6月 取締役就任</p> <p>平成16年 4月 顧問</p> <p>平成18年 4月 執行役員 社長室Manager</p> <p>平成18年 6月 取締役就任</p> <p>平成19年 6月 常務取締役就任 企画管理本部 長</p> <p>平成21年 4月 常務取締役 営業本部長</p> <p>平成22年 4月 常務取締役 営業美容本部長</p> <p>平成24年 4月 常務取締役</p> <p>平成25年 5月 取締役 マーケティング部 担 当役員 兼 部長</p> <p>平成27年 6月 常務取締役就任 マーケティン グ部 担当役員 兼 部長</p> <p>平成28年 4月 常務取締役 営業本部長 マー ケティング部 担当役員 兼 部 長</p> <p>平成29年 5月 専務取締役就任 営業本部長</p> <p>平成30年 4月 専務取締役 営業管理本部長 兼 営業管理部長</p> <p>平成30年10月 常務取締役 社長室担当</p> <p>平成31年 3月 常務取締役辞任</p> <p>令和元年 6月 常勤監査役</p> <p>令和 4年 6月 取締役 (常勤監査等委員)</p> <p>令和 5年 6月 取締役 就任 社長室 担当役員 兼 営業本部 担当役員</p> <p>令和 6年 4月 取締役 教育部担当役員</p> <p>令和 7年 5月 取締役 美容教育部担当役員 (現任)</p>	(注) 3	72

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
社外取締役 (常勤監査等委員)	緒方 孝則	昭和26年 8月20日生	昭和57年 4月 弁護士登録 昭和62年 4月 緒方綜合法律事務所開設 (平成15年 3月リパティ 法律事務所に改称) 同事務所所長(現任) 平成15年 4月 株式会社整理回収機構 常務執行役員 平成19年 6月 同社退社 平成19年10月 当社監査役就任 平成30年 6月 日本フェルト株式会社 社外取締役(現任) 令和 4年 6月 当社取締役(監査等委員)就 任 令和 5年 6月 当社取締役(常勤監査等委 員)就任(現任)	(注) 4	128
社外取締役 (監査等委員)	中山 圭史	昭和17年 7月23日生	平成元年 9月 サミー工業株式会社入社 平成 5年 6月 同社 取締役社長室長 平成17年 6月 セガサミーホールディングス 株式会社 取締役副社長 平成19年 6月 同社 代表取締役副社長 平成20年 5月 サミー株式会社 代表取締役社 長(COO) 平成24年 4月 同社 代表取締役副会長 (CEO) 平成25年 6月 セガサミーホールディングス 株式会社 取締役相談役 平成26年 1月 同社退任 平成26年 1月 株式会社ケイハイブ 代表取締役社長(現任) 平成27年 6月 当社社外取締役就任 平成28年 2月 ハイライツ・エンタテイン メント株式会社 代表取締役会長CEO 平成30年 4月 同社退任 令和 4年 6月 当社取締役(監査等委員)就 任(現任)	(注) 4	75
社外取締役 (監査等委員)	和田 司	昭和39年12月20日生	平成 7年11月 清友監査法人入所 平成10年 5月 公認会計士登録 平成16年11月 清友監査法人 社員 平成24年 6月 清友監査法人 代表社員 (現任) 平成27年 6月 当社監査役就任 令和 4年 6月 当社取締役(監査等委員)就 任(現任)	(注) 4	75
計					3,026

- 注) 1. 取締役緒方孝則、中山圭史、和田司は、社外取締役であります。
2. 取締役会長白銀恵美子は、取締役社長白銀浩二の実母であります。取締役白銀佳寿子は、取締役社長白銀浩二の配偶者であります。
3. 令和 7年 6月26日開催の定時株主総会の終結の時から 1年間
4. 令和 6年 6月26日開催の定時株主総会の終結の時から 2年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、内監査等委員は3名であります。

社外取締役の緒方孝則は、リパティ法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。緒方孝則は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びにコンプライアンスについて必要な助言・提言を行っております。

社外取締役の中山圭史は、株式会社ケイハイブ代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。中山圭史は、当社を取り巻く環境、事業の概況、近時における会社法制の変化や株式市場の状況など外部環境についての情報収集、認識の共有化、議論を行なうことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外取締役の和田司は、清友監査法人代表社員であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。和田司は、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに当社の経理状況について必要な助言・提言を行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役を選任するための独立性に関する基準はありませんが、社外取締役緒方孝則、中山圭史及び和田司は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3名は、会社との利害関係等がない独立役員であり、会社と独立した立場で社外取締役の職務を適切に行っております。

社外取締役は、取締役会において、会計監査や内部統制監査の結果について報告を受け、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、内部監査に従事する内部監査室担当者及び法律知識を有する法務専門担当者と連携し、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人ならびに顧問弁護士などとも意見交換を行い、助言を得ております。また、社外取締役は、内部統制システムについて、財務報告及び業務の適正性を確保しているか、内部監査室並びに経理部が実施する内部統制の整備及び運用状況を監視、検証しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は監査等委員3名で構成されており、全てが社外取締役であります。

また、当事業年度における監査等委員監査の状況は以下のとおりであります。

昨年の定時株主総会終了後の監査等委員会において、経営方針、経営環境並びにこれまでの監査の実績を踏まえて、監査の方針や監査計画を策定し、この計画に基づいて監査を実施いたしました。

当事業年度において各監査等委員は、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、議案審議に必要な発言を行うとともに、定期的な代表取締役との意見交換や代表取締役以外の取締役や執行役員との意見交換を通して、職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧、確認を行いました。

また、第2四半期の実地棚卸の立会を実施した監査等委員は、その結果を監査等委員会で報告いたしました。

監査等委員と会計監査人との連携においては、定期的に監査実施状況の報告を受け意見交換を実施するとともに、監査上の主要な検討事項の内容について協議を行い、さらには会計監査人が行う実地棚卸立会に同行するなど、会計監査人の監査現場の立会を行い情報の共有を実施しました。

各監査等委員は、それぞれの専門的視点及び客観的な立場から監査活動を実施し、常勤監査等委員は職務の遂行上知りえた情報を社外監査等委員と共有し監査等委員会の運営を統括しました。

以上の監査活動の結果、必要と認められた場合には、取締役に対し、提言、助言及び勧告を行いました。

当事業年度において当社は監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

	監査等委員会(10回開催)	
	出席回数	出席率
社外取締役 (常勤監査等委員) 緒方孝則	10回	100%
社外取締役 (監査等委員) 中山圭史	10回	100%
社外取締役 (監査等委員) 和田司	10回	100%

監査等委員会における具体的な検討事項として、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め監査を実施しました。

具体的な審議内容としては、会計監査人の監査報酬、会計監査人からの監査方針及び監査レビュー、営業状況の確認、各取締役からの業務のヒアリング、代表取締役との意見交換、内部監査報告の確認、棚卸の立ち合い、事業再編計画のヒアリング等を行いました。

内部監査の状況

内部監査については、内部監査室担当者1名が監査計画に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況を監査しております。担当者は、各部署より収集した資料・情報を基に、各部門に対しヒアリング調査を行い、監査結果を速やかに社長に報告しております。なお、内部監査部門が取締役会へ直接報告する仕組みは現在ありませんが、四半期毎の内部監査状況を監査等委員会に報告し、また、必要に応じて内部監査担当者を監査等委員会へ出席させるなど、取締役会への報告が担保される体制は確保しています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東光監査法人

b. 継続監査期間

平成19年8月以降

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 佐藤 明充

公認会計士 中島 伸一

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定するにあたり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を行うに当たり十分な能力を有する人員を有すること、常に最新の監査情報を有し、適切な監査を行えることを選定方針としております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、東光監査法人の監査は、独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しており、「監査に関する品質管理基準」等に従って整備されていることを確認し、監査等委員及び監査等委員会からの質問等にも適切に対応していると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
24,000	-	21,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定にあたっては、監査に必要な日数及び必要人員に基づき監査報酬を定めております。

e. 監査等委員が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員は、会計監査人の監査の方法及び監査日数、必要人員を調査し、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会計監査人の報酬等に同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、令和2年11月10日開催の取締役会において、任意の報酬委員会の設置の決議を行いました。また、報酬委員会の答申を受け、令和4年6月29日開催の取締役会において、「役員報酬に関する決定方針」を更新決議しております。

「役員報酬に関する決定方針」は以下のとおりです。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社は、当社の取締役及の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切なリスクテイクを行うための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

当社の業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を高める制度とする。

業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責及び個人に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。

報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される報酬制度とする。

具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、より適切な報酬制度となるよう継続して検討する。

2. 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における状況を考慮しながら、当社と類似の企業における役員報酬水準を参考に決定します。

3. 報酬構成

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

(a) 報酬構成の割合

取締役の報酬構成の割合（ ）は次のとおりとします。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動 (ESOP)
売上高45億円未満またはESOP控除前営業利益5億円未満	100.0%	-	-
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益5億円以上	94.0%	-	6.0%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益7億円以上	91.5%	-	8.5%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上	89.0%	-	11.0%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上で、さらに業績が独断に良い	75.6%	15.1%	9.3%

() 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、現状の取締役構成でのポイント付与基準より算出しております。

(b) 構成内容

() 固定報酬

- ・職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

() 賞与

- ・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

() 株式報酬

- ・当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入致しました。また、令和4年6月29日開催の株主総会決議により、対象から監査等委員である取締役を除いております。
- ・業績連動の株式報酬として、在任期間中に株式交付のためのポイントが付与されることで、中長期視点の株主との、利益とリスクの共有促進を図るものとしています。
- ・対象期間は、平成29年8月から令和4年8月（対象事業年度 平成28年度から令和3年度）までの約5年間としておりますが、対象期間の延長を行うことがあります（延長し令和7年8月までとしております。）。
- ・取締役に對する株式等の交付等は取締役の退任時としています。
- ・各事業年度において付与されるポイントは、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。
- ・株式報酬におけるポイントの計算は下表のとおりとしています。

付与ポイント = A + B

A : 異動前の基礎ポイント × 在任期間月数 ÷ 12

B : 異動後の基礎ポイント × 在任期間月数 ÷ 12

(令和4年度以降)

役位	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益9億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益7億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益5億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	400	300	200

(注) 各株式受給権者に交付される会社株式の数は、当該株式受給権者に付与されたポイント（なお、疑義を避けるため記載するに、失効したポイントを含まない。）に1.0（但し、会社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行った比率とする。以下「換算率」という。）を乗じた数（小数点以下切り捨て。以下本条において同じ。）とする。

(2) 監査等委員である取締役

(a) 報酬構成の割合

監査等委員である取締役の報酬構成の割合は次のとおりとします。

() 固定報酬

- ・職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

() 賞与

- ・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動 (E S O P)

業績が著しく悪い	100.0%	-	-
業績が減収減益	100.0%	-	-
業績が増収減益	100.0%	-	-
業績が減収増益	100.0%	-	-
業績が増収増益	100.0%	-	-
業績が特段に良い	83.3%	16.7%	-

() 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、監査等委員である取締役を対象としておりません。

(b) 構成内容

固定報酬

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、金銭報酬のみとし、株式報酬（ESOP）は支給しません。

4. 報酬ガバナンス

(1) 報酬委員会

当社は取締役の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会（本方針において「報酬委員会」といいます。）を設置しています。

(2) 報酬の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関する基本方針である本方針は、報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額は、本方針に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の職責、役割、貢献度、業績の評価等に基づき報酬委員会で決定しています。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員会の協議において決定しています。

5. 役員報酬枠

取締役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定しています。

なお、当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員退職慰労金は支給しません。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）（令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議）

・金銭

月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

・株式

1事業年度 / 118,500千円以内（株式交付信託に拠出した単価1株7,900円で計算）

当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイントを上限とします。（1ポイント＝普通株式1株）

(2) 監査等委員である取締役（令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議）

・金銭

月額5百万円以内

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く。)	169	169	-	-	-	6
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	10	10	-	-	-	3

(注1) 当社は第42期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度(ESOP)を導入しておりますが、当事業年度における業績が基準に満たなかったため、業績連動報酬額は0円です。

(注2) 当社は、第47期定時株主総会決議により、令和4年6月末で、監査役会設置会社より監査等委員会設置会社に移行しております。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の財務諸表について、東光監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等を整備することができる体制を構築しております。また、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が主催する研修に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	208,732	577,937
売掛金	1,012,103	1,256,451
商品及び製品	343,887	195,068
仕掛品	8,741	14,706
原材料及び貯蔵品	417,578	374,954
前渡金	-	8,281
前払費用	66,721	62,130
未収入金	5,457	5,282
その他	5,711	17,569
貸倒引当金	49,910	40,317
流動資産合計	2,019,024	2,472,064
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,178,141	1,175,113
減価償却累計額	1,573,673	1,541,317
建物(純額)	1,212,467	1,213,796
構築物	1,278,695	1,278,695
減価償却累計額	272,800	273,747
構築物(純額)	1,551,495	1,504,948
機械及び装置	572,338	575,733
減価償却累計額	542,403	542,575
機械及び装置(純額)	29,935	33,157
車両運搬具	69,629	69,629
減価償却累計額	69,629	69,629
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	891,500	789,741
減価償却累計額	883,422	782,102
工具、器具及び備品(純額)	8,078	7,638
土地	1,350,472	1,350,472
リース資産	10,000	10,000
減価償却累計額	3,928	5,357
リース資産(純額)	6,071	4,642
有形固定資産合計	771,920	773,655
無形固定資産		
特許権	3,612	5,802
施設利用権	4,641	4,641
ソフトウェア	26,162	21,723
その他	1,610	803
無形固定資産合計	36,026	32,970

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
投資その他の資産		
長期貸付金	9,167	5,501
長期預金	1 33,812	1 30,011
前払年金費用	448,291	-
破産更生債権等	91,293	90,761
差入保証金	280,542	275,414
その他	8,907	10,075
貸倒引当金	130,270	123,267
投資その他の資産合計	741,743	288,498
固定資産合計	1,549,690	1,095,124
資産合計	3,568,715	3,567,189
負債の部		
流動負債		
支払手形	36,686	11,093
電子記録債務	147,473	154,196
買掛金	72,413	52,230
短期借入金	1 77,117	-
1年内償還予定の社債	1 36,000	-
1年内返済予定の長期借入金	1 128,864	1 37,860
未払金	46,481	41,532
未払費用	170,201	173,318
未払法人税等	21,093	79,627
未払消費税等	112,575	153,511
賞与引当金	-	21,382
返金負債	61,889	128,506
その他	26,924	31,535
流動負債合計	937,721	884,795
固定負債		
長期借入金	1 209,708	1 173,484
未払役員退職慰労金	420	420
役員株式給付引当金	25,793	25,793
繰延税金負債	137,177	-
再評価に係る繰延税金負債	3 4,936	3 5,082
その他	11,042	9,215
固定負債合計	389,077	213,994
負債合計	1,326,798	1,098,790

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,322,414	1,417,147
資本剰余金		
資本準備金	862,014	956,747
資本剰余金合計	862,014	956,747
利益剰余金		
利益準備金	201,050	201,050
その他利益剰余金		
別途積立金	2,353,000	2,353,000
繰越利益剰余金	1,646,774	1,603,761
利益剰余金合計	907,275	950,288
自己株式	738,192	738,226
株主資本合計	2,353,511	2,585,957
評価・換算差額等		
土地再評価差額金	3 117,871	3 118,016
評価・換算差額等合計	117,871	118,016
新株予約権	6,276	458
純資産合計	2,241,916	2,468,399
負債純資産合計	3,568,715	3,567,189

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
売上高	1 2,713,742	1 2,929,931
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	241,548	239,729
当期製品製造原価	6 633,866	6 574,060
合計	875,414	813,789
製品期末棚卸高	2 239,729	2 152,266
製品他勘定振替高	3 26,675	3 19,900
製品売上原価	609,009	641,621
商品売上原価		
商品期首棚卸高	109,324	104,158
当期商品仕入高	190,955	166,349
合計	300,280	270,507
商品期末棚卸高	2 104,158	2 42,801
商品他勘定振替高	4 3,831	4 4,583
商品売上原価	192,290	223,123
売上原価合計	801,300	864,745
売上総利益	1,912,441	2,065,186
販売費及び一般管理費	5, 6 1,725,373	5, 6 1,642,560
営業利益	187,068	422,626
営業外収益		
受取利息	863	286
受取配当金	0	0
受取賃貸料	19,434	19,434
業務受託手数料	5,508	6,115
雑収入	11,492	7,921
営業外収益合計	37,299	33,757
営業外費用		
支払利息	9,115	6,609
社債利息	241	20
賃貸収入原価	25,441	25,441
雑損失	2,027	3,834
営業外費用合計	36,825	35,906
経常利益	187,541	420,477
特別利益		
債務免除益	-	26,715
特別利益合計	-	7 26,715
特別損失		
事業再編損	-	21,455
退職給付制度終了損	-	457,492
特別損失合計	-	8 478,948
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	187,541	31,754
法人税、住民税及び事業税	8,846	62,409
法人税等調整額	18,383	137,177
法人税等合計	27,229	74,768
当期純利益	160,311	43,013

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)		当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	379,114	59.7	341,203	58.6
労務費		99,156	15.6	101,100	17.4
経費		156,694	24.7	139,492	24.0
当期総製造費用		634,965	100.0	581,796	100.0
期首仕掛品棚卸高	2	6,087		8,741	
他勘定受入高		1,554		259	
合計		642,607		590,797	
期末仕掛品棚卸高	3	8,741		14,706	
他勘定振替高		-		2,030	
当期製品製造原価		633,866		574,060	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際総合原価計算によっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
減価償却費(千円)	16,501	20,347
外注加工費(千円)	96,723	76,824

2. 他勘定受入高の内訳は開発研究所が製造した原料の工場使用分であります。

3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
試験研究費(千円)	-	1,536
販売促進費(千円)	-	487
その他(千円)	-	6
合計(千円)	-	2,030

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,304,200	843,800	-	843,800	201,050	2,353,000	1,691,911	862,138
当期変動額								
当期純利益							160,311	160,311
自己株式の取得								
自己株式の処分								
新株予約権の行使	18,214	18,214	115,175	96,960				
利益剰余金から資本剰余金への振替			115,175	115,175			115,175	115,175
当期変動額合計	18,214	18,214	-	18,214	-	-	45,136	45,136
当期末残高	1,322,414	862,014	-	862,014	201,050	2,353,000	1,646,774	907,275

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	917,553	2,092,584	117,871	117,871	7,420	1,982,133
当期変動額						
当期純利益		160,311				160,311
自己株式の取得	44	44				44
自己株式の処分	3,515	3,515				3,515
新株予約権の行使	175,890	97,144			1,144	96,000
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
当期変動額合計	179,361	260,927	-	-	1,144	259,783
当期末残高	738,192	2,353,511	117,871	117,871	6,276	2,241,916

当事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	1,322,414	862,014	862,014	201,050	2,353,000	1,646,774	907,275
当期変動額							
当期純利益						43,013	43,013
自己株式の取得							
新株予約権の行使	94,733	94,733	94,733				
新株予約権の発行							
新株予約権の失効							
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	94,733	94,733	94,733	-	-	43,013	43,013
当期末残高	1,417,147	956,747	956,747	201,050	2,353,000	1,603,761	950,288

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	738,192	2,353,511	117,871	117,871	6,276	2,241,916
当期変動額						
当期純利益		43,013				43,013
自己株式の取得	34	34				34
新株予約権の行使		189,466			466	189,000
新株予約権の発行					925	925
新株予約権の失効					6,276	6,276
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）			145	145		145
当期変動額合計	34	232,445	145	145	5,817	226,483
当期末残高	738,226	2,585,957	118,016	118,016	458	2,468,399

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	187,541	31,754
減価償却費	45,702	45,742
事業再編損	-	21,455
賞与引当金の増減額(は減少)	-	21,382
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,822	16,596
前払年金費用の増減額(は増加)	60,076	448,291
受取利息及び受取配当金	863	286
支払利息	9,357	3,729
為替差損益(は益)	6	23
有形固定資産除却損	0	1,887
売上債権の増減額(は増加)	162,744	250,014
棚卸資産の増減額(は増加)	85,765	185,478
仕入債務の増減額(は減少)	11,051	39,052
未払金の増減額(は減少)	7,716	7,699
未払費用の増減額(は減少)	82,403	3,278
預り金の増減額(は減少)	4,296	10,898
未払消費税等の増減額(は減少)	45,770	40,935
返金負債の増減額(は減少)	61,889	66,616
前払費用の増減額(は増加)	3,495	3,775
その他	1,939	2,019
小計	466,319	480,762
利息及び配当金の受取額	910	289
利息の支払額	9,220	3,806
事業再編による支出	-	21,455
法人税等の還付額	1,008	100
法人税等の支払額	5,956	9,954
営業活動によるキャッシュ・フロー	453,061	445,936
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	35,445	21,253
無形固定資産の取得による支出	8,920	5,931
貸付金の回収による収入	4,353	3,623
差入保証金の差入による支出	242	4,154
差入保証金の回収による収入	47,557	9,281
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,303	18,434

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	88,363	77,117
長期借入れによる収入	-	71,000
長期借入金の返済による支出	439,424	198,228
株式の発行による収入	36,000	189,000
社債の償還による支出	66,000	36,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,478	1,543
自己株式の取得による支出	44	34
新株予約権行使に伴う自己株式の処分による収入	60,000	-
新株予約権の発行による収入	-	925
自己新株予約権の取得による支出	-	6,276
財務活動によるキャッシュ・フロー	499,310	58,273
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	23
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	38,938	369,204
現金及び現金同等物の期首残高	247,670	208,732
現金及び現金同等物の期末残高	208,732	577,937

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	7～50年
機械及び装置	5～9年
工具、器具及び備品	2～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

イ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

取締役株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

イ 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度計上額	当事業年度計上額
貸倒引当金(流動)	49,910	40,317
貸倒引当金(固定)	130,270	123,267

ロ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社は全販売会社に決算書の提出を求めており、各販売会社の決算数字及び研修動員などの活動状況及び各販売会社からの入金実績や経営状況のヒアリングを通じて与信ランクを作成しており、そのデータに基づき算出しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識しうる信用リスクから発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えておりますが、貸倒引当金の見積りは基本的に過去のデータにより計算しているため、将来見込等の要素も加えているものの急激な経済金融情勢の変化等により、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

棚卸資産

イ 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度計上額	当事業年度計上額
商品及び製品	343,887	195,068
仕掛品	8,741	14,706
原材料及び貯蔵品	417,578	374,954

ロ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度末の棚卸資産の計上額は、在庫原価から「評価損」(収益性の低下に伴う簿価切下)を差し引いた金額です。また翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出しており、「評価損」の金額は売上原価に含まれておりません。

当社の取引先である販売会社については、全販売会社から決算報告書を入力しており、販売会社の在庫状況についても、各種データやヒアリングにより確認しております。当事業年度は、販売金額が増加したことにより棚卸資産が減少いたしました。製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫その他の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定し、算出しております。

当社は、現状の在庫評価基準に基づく「評価損」を差し引いた棚卸資産計上額が適正であると考えておりますが、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等により、棚卸資産の「評価損」と将来における廃棄金額が相違する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

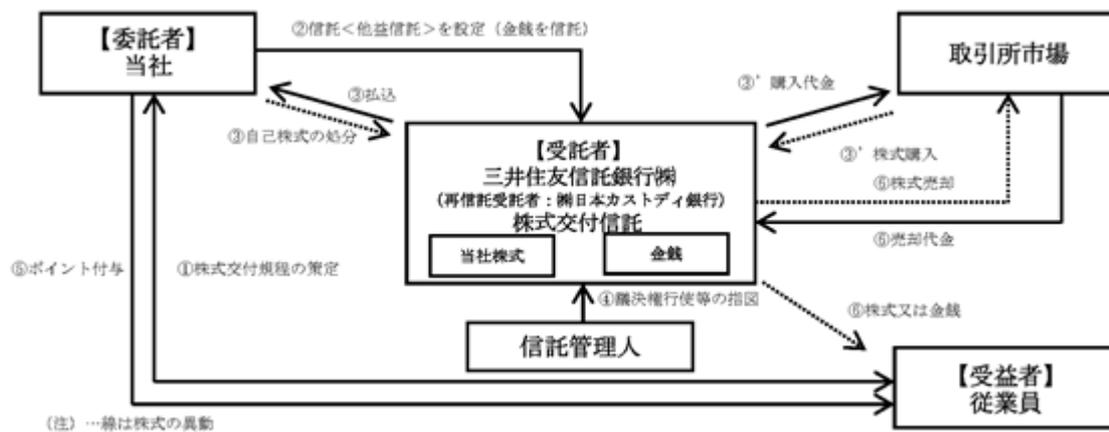
1. 「従業員向け株式交付信託」

(1) 「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入いたしました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める従業員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。



当社は、従業員の業績や株価への意識向上等を目的として株式交付制度を導入します（従業員株式交付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員（以下、従業員）に対し株式を交付する義務を負います。）。

当社は従業員株式交付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。

本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれると合理的に見積られる数の株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

当社は、あらかじめ定めた従業員株式交付規程に基づき、従業員に対し、ポイントを付与していきます。

従業員株式交付規程の要件を満たした従業員は、受託者から株式の交付を受けます。なお、あらかじめ従業員株式交付規程・信託契約に定めることにより交付する株式を市場にて売却し、金銭を交付することが可能です。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

本信託について

名称	従業員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和7年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(2) 「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	68,925株	544,507千円(注)
当事業年度における交付株数	-株	-千円(注)
当事業年度末における「従業員向け株式交付信託」が所有する株数	36,719株	290,080千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円(注)

(注) 「従業員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(3) 「従業員向け株式交付信託」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

従業員(正社員、嘱託社員、契約社員、準社員)のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

(4) 当事業年度における「従業員向け株式交付信託」の見積りについて

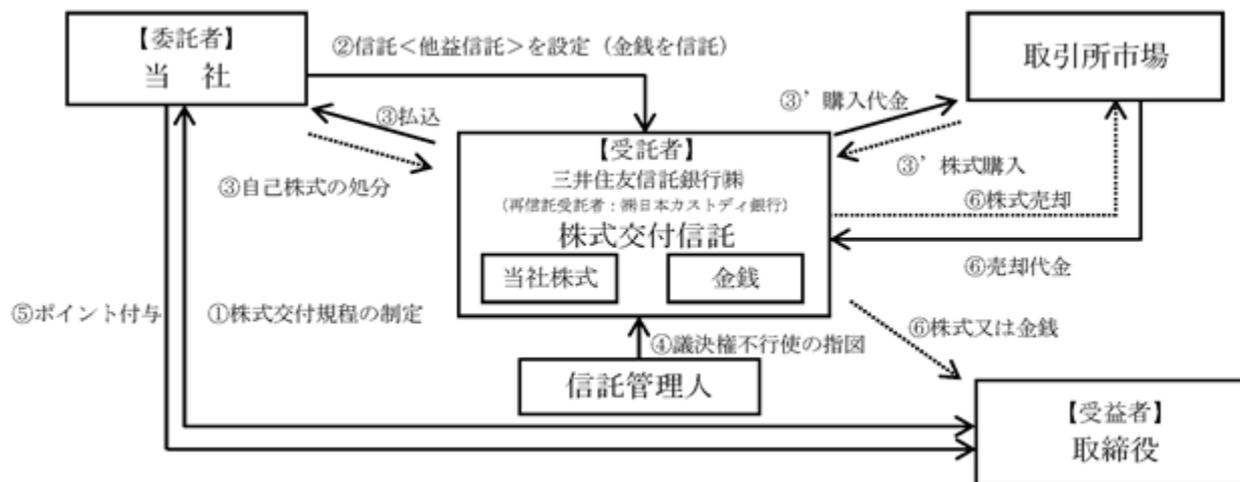
当事業年度におきましては、売上高2,929百万円、E S O P控除前営業利益422百万円と、当社が定めた付与条件(売上高45億円以上かつE S O P控除前営業利益5億円以上)を満たしていないため、当事業年度にかかわる「従業員向け株式交付信託」で付与されるポイントはありませぬ。

2. 取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の内容

(1) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役(以下「取締役」といいます。)の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入いたしました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。



当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とする株式交付規程を制定します。当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対し議決権不行使の指示を行い、受託者は、この指示に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。株式交付規程に基づき、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しポイントを付与していきます。株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）信託の設定

当社は、後記（７）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、平成29年8月から令和7年8月（予定）まで。（期間を1年延長いたしました。）但し、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、前記（３）の信託期間中に、金1,500百万円（を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必

要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金300百万円を乗じた金額（うち、社外取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金8百万円を乗じた金額）を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に後記（6）のポイント付与及び後記（7）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。

（平成29年度から令和3年度まで）

役位	業績			
	当期純利益が前事業年度比増益の場合		当期純利益が前事業年度比減益の場合	
	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合
代表取締役社長	4,000	3,200	2,400	1,200
取締役会長	700	560	420	210
取締役副会長	500	400	300	150
取締役副社長	1,000	800	600	300
専務取締役	800	640	480	240
常務取締役	600	480	360	180
取締役	400	320	240	120
社外取締役	200	160	120	60

（令和4年度以降）

役位	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益9億円以上	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益7億円以上	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益5億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 （監査等委員である取締役を除く）	400	300	200

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイントを上限とします。

（7）各取締役に對する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

本信託について

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和7年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(11) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「役員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	48,500株	383,150千円(注)
当事業年度における交付株数	-株	-千円
当事業年度末における「役員向け株式交付信託」が所有する株数	46,120株	364,348千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円

(注) 「役員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(12) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

取締役(監査等委員である取締役を除く)のうち受益者要件を満たす者

(13) 当事業年度における「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の見積りについて

当事業年度におきましては、売上高2,929百万円、E S O P控除前営業利益422百万円と、当社が定めた付与条件（売上高45億円以上かつE S O P控除前営業利益5億円以上）を満たしていないため、当事業年度にかかわる「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」で付与されるポイントはありませ

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
建物	196,983 千円	197,090 千円
構築物	5,617	4,740
土地	509,472	509,472
長期預金	60,011	50,011
計	772,084	761,315

(注) 担保資産の長期預金は、得意先(販売会社)4社の金融機関借入金(前事業年度末残高60,000千円、当事業年度末残高40,000千円)を担保するため、物上保証に供しているものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
短期借入金	77,117 千円	- 千円
長期借入金	291,640	140,344
社債	36,000	-
計	404,757	140,344

2 保証債務

次の得意先の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
有限会社NES	20,000 千円	有限会社NES 20,000 千円
計	20,000	計 20,000

3 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日改正)に基づき土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年公布法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価格を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいております。

- ・再評価を行った年月日...平成14年3月31日

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	201,187千円	201,533千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております(は戻入額)。

前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
190,735 千円	106,502 千円

3 他勘定振替高の内訳は販売促進費等への振替であります。

4 他勘定振替高の内訳は販売促進費等への振替であります。

5 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度41%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度59%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
広告宣伝費	8,220 千円	5,397 千円
荷造運送費	80,517	87,554
販売促進費	43,709	45,014
役員報酬	183,660	180,187
給与手当	600,218	535,414
賞与引当金繰入額	-	18,465
退職給付費用	18,972	18,841
法定福利費	109,112	106,145
賃借料	329,534	320,100
旅費交通費	44,732	20,673
減価償却費	19,569	15,576
貸倒引当金繰入額	4,822	16,596

6 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
137,072 千円	145,635 千円

7 当事業年度の特別利益に計上している債務免除益26,715千円は、未払計上していた降格・解約販売会社の経営指導料過年度分の戻しであります。

8 当事業年度の特別損失に計上している事業再編損21,455千円は、事業所移転に伴い発生した原状回復費用等であり、退職給付制度終了損457,492千円は、確定給付制度から確定拠出制度への変更による退職給付費用の振替であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	5,104,000	60,000	-	5,164,000
A種優先株式	500,000	-	-	500,000
合計	5,604,000	60,000	-	5,664,000
自己株式				
普通株式(注)2.3	230,882	80	100,445	130,517
合計	230,882	80	100,445	130,517

(注)1. 期首の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分36,719株及び役員向け株式交付信託持分46,565株を含んでおります。期末の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分36,719株及び役員向け株式交付信託持分46,120株を含んでおります。

2. 普通株式の増加60,000株は、第3回新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の増加80株は単元未満株の買い取りによるものであります。

4. 普通株式の自己株式数の減少100,445株は、第3回新株予約権の権利行使100,000株及び役員向けESOP(株式交付信託)にともなう交付445株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第3回新株予約権(注)	普通株式	987,000	-	160,000	827,000	5,913
	第4回新株予約権	普通株式	220,000	-	-	220,000	363
合計		-	1,207,000	-	160,000	1,047,000	6,276

(注)第3回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	5,164,000	630,000	-	5,794,000
A種優先株式	500,000	-	-	500,000
合計	5,664,000	630,000	-	6,294,000
自己株式				
普通株式（注）2.3	130,517	80	-	130,597
合計	130,517	80	-	130,597

- （注）1. 期首の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分36,719株及び役員向け株式交付信託持分46,120株を含んでおります。期末の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分36,719株及び役員向け株式交付信託持分46,120株を含んでおります。
2. 普通株式の増加630,000株は、第5回新株予約権の権利行使によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の増加80株は単元未満株の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第3回新株予約権（注）1	普通株式	827,000	-	827,000	-	-
	第4回新株予約権（注）1	普通株式	220,000	-	220,000	-	-
	第5回新株予約権（注）2.3	普通株式	-	1,250,000	630,000	620,000	458
合計		-	1,047,000	1,250,000	1,677,000	620,000	458

- （注）1. 第3回新株予約権及び第4回新株予約権の当事業年度減少は、行使期間満了に伴い取得し消滅したものであります。
2. 第5回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
3. 第5回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
現金及び預金勘定	208,732千円	577,937千円
現金及び現金同等物	208,732	577,937

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

当社本社・美里地区電話設備(リース工具)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
1年内	1,093	-
1年超	8,788	3,960
合計	9,882	3,960

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、化粧品の製造販売を行うための事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、全く行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク、取引先企業に対し行っている長期貸付は、貸付先の信用リスク、得意先(販売会社)の金融機関借入に対し実施している定期預金の物上保証の長期預金は、保証先の信用リスク、本社及び各事業所の賃貸借契約に係る差入保証金は、差入先の信用リスクにそれぞれ晒されております。外貨建の営業債権は、存在しません。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、全て固定金利契約であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売掛金管理規程・与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社は、社外貸付金規程・社外連帯保証規程・リスク管理規定に従い、長期貸付金・物上保証・差入保証金について、経理部が貸付先・保証先・差入先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度末における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和6年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
売掛金	1,012,103		
貸倒引当金(*2)	49,910		
	962,193	962,193	-
長期貸付金(*3)	11,006		
貸倒引当金(*2)	8,586		
	2,420	2,420	-
長期預金(*4)	33,812	33,812	-
差入保証金	280,542	272,117	8,424
破産更生債権等	91,293		
貸倒引当金(*2)	91,131		
	162	162	-
資産計	1,279,130	1,270,706	8,424
支払手形	36,686	36,686	-
電子記録債務	147,473	147,473	-
買掛金	72,413	72,413	-
短期借入金	77,117	77,117	-
未払法人税等	21,093	21,093	-
未払消費税等	112,575	112,575	-
社債(*5)	36,000	35,855	144
長期借入金(*6)	338,572	324,364	14,207
負債計	841,931	827,580	14,351

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)長期貸付金には一年内回収予定の長期貸付金が含まれております。なお、貸借対照表において「一年内回収予定の長期貸付金」は「その他の流動資産」に含めて表示しております。

(*4)当該長期預金は、貸借対照表に関する注記に記載のとおり、物上保証に供しております。この物上保証に係る貸倒損失に備えるため、貸倒引当金30,586千円を計上しておりますが、表中には含まれておりません。

(*5)社債は一年内償還予定の社債です。

(*6)長期借入金には一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当事業年度（令和7年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
売掛金	1,256,451		
貸倒引当金(*2)	40,317		
	1,216,134	1,216,134	-
長期貸付金(*3)	7,382		
貸倒引当金(*2)	5,501		
	1,881	1,881	-
長期預金(*4)	30,011	30,011	-
差入保証金	275,414	265,550	9,864
破産更生債権等	90,761		
貸倒引当金(*2)	90,761		
	0	0	-
資産計	1,523,441	1,513,577	9,864
支払手形	11,093	11,093	-
電子記録債務	154,196	154,196	-
買掛金	52,230	52,230	-
未払法人税等	79,627	79,627	-
未払消費税等	153,511	153,511	-
長期借入金(*5)	211,344	212,293	949
負債計	662,003	662,953	949

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)長期貸付金には一年内回収予定の長期貸付金が含まれております。なお、貸借対照表において「一年内回収予定の長期貸付金」は「その他の流動資産」に含めて表示しております。

(*4)当該長期預金は、貸借対照表に関する注記に記載のとおり、物上保証に供しております。この物上保証に係る貸倒損失に備えるため、貸倒引当金27,003千円を計上しておりますが、表中には含まれておりません。

(*5)長期借入金には一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(令和6年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	208,732	-	-	-
売掛金	1,012,103	-	-	-
長期貸付金	1,839	1,881	-	7,286
長期預金	3,801	30,011	-	-
合計	1,226,477	31,892	-	7,286

当事業年度(令和7年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	577,937	-	-	-
売掛金	1,256,451	-	-	-
長期貸付金	1,881	-	-	5,501
長期預金	30,011	-	-	-
合計	1,866,281	-	-	5,501

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(令和6年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	77,117	-	-	-	-	-
社債	36,000	-	-	-	-	-
長期借入金	128,864	79,068	30,000	30,000	30,000	40,640
合計	241,981	79,068	30,000	30,000	30,000	40,640

当事業年度(令和7年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	37,860	36,192	36,192	36,192	36,192	28,716
合計	37,860	36,192	36,192	36,192	36,192	28,716

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価額であり調整されていないものをいう。当該価額は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価額が利用できる場合には、原則として、当該価額を調整せずに時価の算定に使用する。

レベル2の時価：資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1以外のインプットをいう。

レベル3の時価：資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和6年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	962,193	-	962,193
長期貸付金	-	2,420	-	2,420
長期預金	-	33,812	-	33,812
差入保証金	-	272,117	-	272,117
破産更生債権等	-	162	-	162
資産計	-	1,270,706	-	1,270,706
支払手形	-	36,686	-	36,686
電子記録債務	-	147,473	-	147,473
買掛金	-	72,413	-	72,413
短期借入金	-	77,117	-	77,117
未払法人税等	-	21,093	-	21,093
未払消費税等	-	112,575	-	112,575
社債	-	35,855	-	35,855
長期借入金	-	324,364	-	324,364
負債計	-	827,580	-	827,580

当事業年度（令和7年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	1,216,134	-	1,216,134
長期貸付金	-	1,881	-	1,881
長期預金	-	30,011	-	30,011
差入保証金	-	265,550	-	265,550
資産計	-	1,513,577	-	1,513,577
支払手形	-	11,093	-	11,093
電子記録債務	-	154,196	-	154,196
買掛金	-	52,230	-	52,230
未払法人税等	-	79,627	-	79,627
未払消費税等	-	153,511	-	153,511
長期借入金	-	212,293	-	212,293
負債計	-	662,953	-	662,953

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

各取引先の債権額は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

各取引先の債権額は、その将来キャッシュ・フローを既発国債流通利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

時価は、市場価格がなく、帳簿価額を退去までの見積り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに回収見込額等を基に算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

支払手形、電子記録債務、買掛金、未払法人税等、未払消費税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、市場価格がなく、元利金の合計額を当該社債又は長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用していましたが、2024年10月1日に確定拠出制度に変更し、資産は全て確定拠出年金へ移換いたしました。

また、上記のほか、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、年金基金への拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
退職給付に係る資産の期首残高(は負債)	388,214千円	448,291千円
退職給付費用	30,002	66,597
退職給付の支払額	5,621	1,447
制度への拠出額	24,453	12,507
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	-	395,648
退職給付に係る資産の期末残高	448,291	-

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(令和6年3月31日)	(令和7年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	356,646千円	-
年金資産	804,937	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	448,291	-
前払年金費用	448,291	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	448,291	-

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 30,002千円 当事業年度 66,597千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 7,003千円であります。

4. 複数事業主制度

確定給付制度と同様に会計処理する、複数事業主制度への要拠出額は、前事業年度 9,850千円、当事業年度 9,041千円であります。当社が加入していた東京化粧品厚生年金基金は、平成29年5月1日付厚生労働大臣から、厚生年金基金の代行部分についての過去分返上、及び東京化粧品厚生年金基金の解散、並びに東京化粧品企業年金基金の設立の認可を受けました。現在は東京化粧品企業年金基金へ拠出しております。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度	当事業年度
	(令和6年3月31日)	(令和7年3月31日)
年金資産の額	6,841,932千円	7,409,571千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	4,682,305	5,249,944
差引額	2,159,627	2,159,627

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度 4.03%

当事業年度 3.65%

(3) 補足説明

上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記の数字については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づく実際数値によっており、(1)～(3)に記載している前事業年度の数値は令和5年3月31日現在の、当事業年度の数字は令和6年3月31日現在の数値報告書を基に作成しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,439 千円	7,546 千円
繰延資産の償却超過額	1,049	262
税務上の繰越欠損金(注)	514,194	466,066
貸倒引当金	55,135	51,529
役員株式給付引当金	7,892	8,124
返金負債	18,941	39,322
棚卸資産評価損	42,080	9,490
未払経営指導料・販社リファンド	42,345	43,063
賞与引当金	-	6,543
税務上追加計上した売上高	95,380	98,988
未払法定福利費	-	1,110
子会社清算にともなう住民税控除等の引継	3,226	373
その他	1,428	1,555
繰延税金資産小計	785,114	733,978
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	514,194	466,066
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	270,919	267,911
評価性引当額小計	785,114	733,978
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
前払年金費用	137,177	-
繰延税金負債合計	137,177	-
繰延税金資産(負債)の純額	137,177	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和6年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	418,076	96,118	514,194
評価性引当額	-	-	-	-	418,076	96,118	514,194
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（令和7年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（ ）	-	-	-	367,118	26,249	72,698	466,066
評価性引当額	-	-	-	367,118	26,249	72,698	466,066
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7	9.6
住民税均等割	5.3	28.4
評価性引当額の増減	24.7	161.0
法人税の特別控除額	-	21.6
税率変更差額	-	56.3
その他	0.3	3.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.6	235.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、
2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税
金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、再評価に係る繰延税金負債は145千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

(単位:千円)

商品売上	3,053,419
返品分	61,889
エイド売上	29,376
売上割戻	307,164
顧客との契約から生じる収益	2,713,742
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,713,742

なお、当社は、化粧品製造・販売事業の単一セグメントであるため、報告セグメント別の記載はありません。

当事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

(単位:千円)

商品売上	3,286,694
返品分	66,616
エイド売上	34,106
売上割戻	324,253
顧客との契約から生じる収益	2,929,931
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,929,931

なお、当社は、化粧品製造・販売事業の単一セグメントであるため、報告セグメント別の記載はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、化粧品及び医薬部外品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。対価について、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に受領しております。

従前販社の保有する在庫の交換に要する費用として、返金負債を売上のマイナス項目として計上しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,192,462	1,012,103
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,012,103	1,256,451
契約負債(期首残高)	-	61,889
契約負債(期末残高)	61,889	128,506

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)及び当事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に所在している外部顧客への売上高が僅少のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高において、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に所在している外部顧客への売上高が僅少のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高において、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

当事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

種類	会社等の名称	職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	白銀浩二	当社 代表取締役	被所有 直接 2.4% 間接15.5%	資金の援助	資金返済	235,000	株主、役員 又は従業員 からの長期 借入金	-
					債務保証	-	-	211,000

当事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

種類	会社等の名称	職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	白銀浩二	当社 代表取締役	被所有 直接 2.3% 間接16.1%	債務の保証	債務保証	-	-	140,344

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証協会による保証分（株式会社りそな銀行87,000千円、株式会社横浜銀行53,344千円）に対し、代表取締役白銀浩二が債務保証しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1株当たり純資産額	246.73円	259.28円
1株当たり当期純利益	26.14円	2.44円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	2.44円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 期末自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式(6年3月期 36,719株、7年3月期 36,719株)、及び「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式(6年3月期 46,120株、7年3月期 46,120株)が含まれております。また、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式(6年3月期 36,719株、7年3月期 36,719株)、及び「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式(6年3月期 46,291株、7年3月期 46,120株)を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 1株当たり純資産は、純資産からA種優先株式に係る資産額を控除し算定しています。
4. 1株当たり当期純利益は、当期純利益からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。
5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,241,916	2,468,399
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,000,000	1,000,000
(うち 資本金(千円))	(500,000)	(500,000)
(うち 資本準備金(千円))	(500,000)	(500,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,241,916	1,468,399
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,033,483	5,663,403

6. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
当期純利益(千円)	160,311	43,013
普通株主に帰属しない金額(千円)	30,000	30,000
(うち優先配当額(千円))	(30,000)	(30,000)
普通株式に係る当期純利益(千円)	130,311	13,013
普通株式の期中平均株式数(株)	4,984,869	5,332,019
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,931
(うち新株予約権(株))	(-)	(1,931)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権及び第4回新株予約権(新株予約権の数10,470個(普通株式1,047,000株))	第3回新株予約権及び第4回新株予約権(新株予約権の数10,470個(普通株式1,047,000株)) 第5回新株予約権(新株予約権の数6,200個(普通株式620,000株))

(重要な後発事象)

(1) 資本準備金および利益準備金ならびに別途積立金の額の減少について

当社は、2025年5月20日開催の取締役会において、下記のとおり、資本準備金および利益準備金ならびに別途積立金の額の減少の件に関する議案を2025年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することについて決議し、同株主総会で承認されました。

1. 資本準備金の額の減少

資本準備金の額の減少の目的

剰余金の配当財源の充実をはかるとともに今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

資本準備金の額の減少の要領

イ. 減少する資本準備金の額

資本準備金956,747,600円のうち307,500,000円

ロ. 資本準備金の額の減少の方法

資本準備金減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

2. 利益準備金の額の減少

利益準備金の額の減少の目的

剰余金の配当財源の充実をはかるとともに今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

利益準備金の額の減少の要領

イ. 減少する利益準備金の額

利益準備金201,050,000円のうち201,050,000円(全額)

ロ. 利益準備金の額の減少の方法

利益準備金減少額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2025年5月20日
定時株主総会決議日	2025年6月26日
債権者異議申述公告日	2025年6月27日
債権者異議申述最終期日	2025年7月28日(予定)
効力発生日	2025年7月30日(予定)

4. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の配当財源の充実をはかるとともに今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施するため、別途積立金減少額の全額である2,353,000,000円を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

5. 業績への影響

本件は、「純資産の部」における勘定科目の振替処理となるため、純資産額に変動はなく、当社の業績に影響を与えるものではありません。

(2) 株式会社アイビー化粧品第5回新株予約権(第三者割当)(行使価額修正条項付)の行使状況について

当社が、令和6年8月22日に発行しました第三者割当の方法による第5回新株予約権(行使価額修正条項付、以下「本第5回新株予約権」といいます。)について、令和7年4月1日から同年6月25日の期間において、以下のとおり行使がありました。

	(令和7年4月1日から 令和7年6月25日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件付新株予約権等の数(個)	1,970
当該期間の権利行使に係る行使株式数(株)	197,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額(円)	301
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	59,242

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,786,141	19,535	50,563	1,755,113	1,541,317	16,319	213,796
構築物	278,695	-	-	278,695	273,747	947	4,947
機械及び装置	572,338	14,199	10,805	575,733	542,575	10,977	33,157
車両運搬具	69,629	-	-	69,629	69,629	-	0
工具、器具及び備品	891,500	5,811	107,570	789,741	782,102	6,251	7,638
土地	509,472	-	-	509,472	-	-	509,472
リース資産	10,000	-	-	10,000	5,357	1,428	4,642
有形固定資産計	4,117,778	39,546	168,939	3,988,385	3,214,729	35,923	773,655
無形固定資産							
特許権	6,354	3,145	-	9,499	3,697	955	5,802
商標権	9,040	-	-	9,040	9,040	-	-
施設利用権	21,234	-	-	21,234	16,592	-	4,641
ソフトウェア	190,582	3,592	-	194,174	172,451	8,032	21,723
リース資産	54,785	-	-	54,785	54,785	-	-
その他	1,610	2,339	3,145	803	-	-	803
無形固定資産計	283,606	9,077	3,145	289,538	256,567	8,987	32,970
長期前払費用	42,636	2,074	-	44,710	39,374	916	5,335

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額	
美里地区エアコン更新		13,211千円
営業部LAN・電気配線工事		1,064千円
美里工場排水処理施設沈殿槽改修工事		4,160千円
建物	減少額	
京都、大阪、関西事務所の移転		35,203千円
美里地区エアコン更新		15,360千円
機械及び装置	増加額	
美里工場機械装置		14,199千円
工具、器具及び備品	増加額	
開発研究所測定器		3,773千円
新製品金型代		1,160千円
工具、器具及び備品	減少額	
治具金型代		102,700千円
ソフトウェア	増加額	
販売システム改定		3,592千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第21回無担保社債	平成29年5月25日	36,000 (36,000)	- (-)	0.38	なし	令和6年5月25日
合計	-	36,000 (36,000)	- (-)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。
2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	77,117	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	128,864	37,860	1.31	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,543	1,610	0.36	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	209,708	173,484	1.31	令和7年~14年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,648	4,038	0.36	令和10年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	422,881	216,992	-	-

(注) 1. 「平均利率」は、期末の利率及び残高を使用して算定した加重平均利率であります。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	36,192	36,192	36,192	36,192
リース債務	1,681	1,754	601	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	180,180	-	-	16,596	163,584
賞与引当金	-	21,382	-	-	21,382
役員株式給付引当金	25,793	-	-	-	25,793

(注) 貸倒引当金の当期減少額16,596千円は、期初における見積金額との差異によるものです。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,204
預金	
当座預金	530,006
普通預金	46,643
外貨預金	56
郵便貯金	26
小計	576,732
合計	577,937

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)SAMURAI	54,332
(株)ミカ・コスメハウス	49,148
(株)アイビーコスメルーム	49,023
(株)西東京アイビー化粧品	34,848
(株)アイビーリップ	28,491
その他	1,040,607
合計	1,256,451

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,012,103	3,674,022	3,429,674	1,256,451	73.19	113

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高には消費税等が含まれております。

八．商品及び製品

品目	金額（千円）
商品	
美容補助商品	28,168
化粧雑貨品等	14,632
小計	42,801
製品	
スキンケア	85,139
メイクアップ	46,328
ヘアケア	15,280
その他	5,518
小計	152,266
合計	195,068

二．仕掛品

品目	金額（千円）
スキンケア	14,706
合計	14,706

ホ．原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
原材料	
原料	21,304
材料	348,716
小計	370,020
貯蔵品	
販売促進用品	3,408
社員研修用	891
その他	634
小計	4,934
合計	374,954

へ．差入保証金

相手先	金額（千円）
三菱地所（株）	244,216
（株）たかくら新産業	13,400
その他	17,798
合計	275,414

負債の部
イ．支払手形
(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)吉野工業所	3,311
北埼ダンボール工業(株)	2,013
ホシケミカルズ(株)	1,933
みづほ工業(株)	1,375
北関東ニチュウ(株)	1,091
その他	1,368
合計	11,093

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
令和7年4月	2,562
5月	6,429
6月	1,091
7月	1,009
合計	11,093

ロ．電子記録債務
(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
浅井硝子(株)	26,028
吉田コスメワークス(株)	25,600
高压化工(株)	18,690
(株)トキワ	16,138
その他	67,738
合計	154,196

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
令和7年4月	46,851
5月	28,534
6月	67,096
7月	11,714
合計	154,196

八．買掛金

相手先	金額（千円）
（株）日本トリム	11,895
浅井硝子（株）	6,908
吉田コスメワークス（株）	6,748
アピ（株）	5,439
三生医薬（株）	2,865
その他	18,372
合計	52,230

二．1年内返済予定の長期借入金

内訳	金額（千円）
（株）りそな銀行	17,664
芝信用金庫	10,200
（株）横浜銀行	9,996
合計	37,860

ホ．長期借入金

相手先	金額（千円）
（株）りそな銀行	69,336
芝信用金庫	60,800
（株）横浜銀行	43,348
合計	173,484

（3）【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高（千円）	1,381,322	2,929,931
税引前中間（当期）純損失 （ ）（千円）	293,098	31,754
中間純損失（ ）又は当期純 利益（千円）	186,383	43,013
1株当たり中間純損失（ ） 又は1株当たり当期純利益 （円）	39.96	2.44

（注）1株当たり中間純損失（ ）又は1株当たり当期純利益は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.ivy.co.jp/index2.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第49期）（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）令和6年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和6年6月28日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第50期中（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）令和6年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和6年7月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

令和6年8月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号（退職年金制度の変更）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和7年6月26日

株式会社アイビー化粧品

取締役会 御中

東光監査法人

東京都新宿区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明充

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中島 伸一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビー化粧品の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビー化粧品の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>経営者は、財務諸表の作成に当たり、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。また、継続企業の前提に関する評価の結果、当事業年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、当該重要な不確実性について財務諸表に注記することが必要となる。</p> <p>会社は、「A種優先株式に対する配当の見送り」といった重要事象等が存在しており、第2【事業の状況】3【事業等のリスク】（会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等）に関連する開示を行っている。</p> <p>当該状況を解消するための対応策として、売上高については、販売会社と共有した具体的な目標の設定、推進、販売会社教育施策の展開、販売員の販売意欲の醸成及び育成等による販売活動の活性化による売上の回復を図るとともに、販売会社等における流通在庫については、その状況把握に努め、与信枠の設定等による過剰在庫の防止策を実施し、さらに損益状況については、在庫削減、経費節減による損益分岐点の大幅な引き下げなどにより、収益が出やすい構造となっている。</p> <p>財務面においても、当事業年度末における自己資本比率は69.2%あり、十分な資本を有しており、重要事象の解消に向け配当可能利益の確保を重要な経営課題として取り組んでいる。</p> <p>経営者は、これら対応策の実行可能性、当事業年度末の現金及び預金残高577,937千円並びに翌事業年度のキャッシュ・フロー計画を考慮した結果、当事業年度末から12ヶ月間の会社のキャッシュ・フロー計画に重要な懸念が生じる恐れはないと判断しており、財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記は行っていない。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断に当たっては、経営者が策定した当該キャッシュ・フロー計画を考慮しているが、当該キャッシュ・フロー計画は、販売会社の小売価格である上代売上目標高が達成されることを前提としている。これらの仮定は不確実性の有無についての経営者による判断に影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>これには、経営者の対応策が継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消し又は改善させるものであるかどうか、及びその実行可能性についての検討が含まれる。</p> <p>(1)事象又は状況の評価</p> <p>経営者の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかの評価をするため、会社が作成したチェックリストを検討した。これらの検討にあたっては、経営者への質問、取締役会及び経営会議等の資料との整合性を確かめた。</p> <p>(2)改善策の検討の評価</p> <p>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策の検討を評価するため、その基礎となる将来の売上利益計画及び当事業年度末から12ヶ月間の会社のキャッシュ・フロー計画について、より保守的に検討した。これらの検討にあたっては、取締役会及び経営会議の資料並びに議事録との整合性を検証するとともに、過年度の売上利益計画の達成度合いに基づく見積りの精度を確かめた。</p> <p>配当可能利益の確保については、会社が想定している法定準備金を取り崩す手順を確認し、順法性が維持されているか法律専門家からの意見の適否を検討した。</p> <p>将来の売上利益計画及び当該キャッシュ・フロー計画に含まれる重要な仮定である上代売上目標高の達成可能性については、経営者と議論した上で、各製品毎の過去実績からの趨勢分析を実施して検討した。また、販売会社の状況に関しては、売上推移、在庫推移などのデータ分析を実施した。</p> <p>当該キャッシュ・フロー計画については、不確実性の認められる新株予約権の未行使分については考慮せず、行使状況については、基礎データを外部からの資料等と一致することを確かめ、自己資本の増強の進捗を確かめた。</p> <p>金融機関の会社に対する支援方針については、経営者へ質問を行った。</p>

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和7年3月31日現在、商品及び製品を195,068千円、仕掛品を14,706千円、原材料及び貯蔵品を374,954千円（総資産の10.5%）計上しており、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。</p> <p>会社は、在庫原価から「評価損」を（収益性の低下に伴う簿価切下）差し引いた金額で棚卸資産を計上しており、翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出している。</p> <p>また、資材等の在庫については、販売会社の実売の状況と在庫状況を考慮したうえで決定した当社の生産予測数量をもとに使用見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として計上している。</p> <p>販売会社の在庫状況については、各種データを確認するとともに販売会社への質問により確認している。</p> <p>製品ごとの生産予測数値は、過去数年間における出荷数と流通在庫その他の状況を考慮し、今後の販売会社の売上見込みと在庫の状況から判断したものとなっている。</p> <p>評価損計上の際に用いられる出荷予測数等については、販売会社における販売状況や在庫推移を考慮して策定している。</p> <p>これらの仮定は不確実性の有無についての経営者による判断に影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、棚卸資産の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、棚卸資産の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 経営者による棚卸資産の評価に関する重要な虚偽表示リスクに対応する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。これには、棚卸資産の品質期限を定めた規程への準拠に関する内部統制が含まれる。</p> <p>(2)見積りの合理性についての検討 棚卸資産の評価の前提となる、生産予測数や出荷予測数の合理性を評価するために、販売会社の在庫状況については、販売会社における販売管理ツールデータの検討を行うとともに、担当者への質問により、基礎データの正確性を確かめた。 強化製品の生産予測数については、過去5か年の当社から販売会社への販売実績と販売会社における販売実績の推移から、過去の予測と実績との差異分析や生産及び出荷の趨勢分析を行い、会社の生産予測数並びに出荷予測数の検討を行った。そして会社の生産予測数と出荷予測数を基に評価損の計上について検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイビー化粧品の令和7年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイビー化粧品が令和7年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。